

資料編

【資料編】目 次

1 防災組織・協力体制

資料1－1 旭市防災会議条例	1
資料1－2 旭市防災会議委員一覧	2
資料1－3 旭市災害対策本部条例	3
資料1－4 旭市災害対策本部事務分掌表	4
資料1－5 旭市災害派遣手当等の支給に関する規則	7
資料1－6 災害協定一覧	8
資料1－7 防災関係機関連絡先一覧	11

2 災害環境

資料2－1 急傾斜地崩壊危険区域一覧	12
資料2－2 土砂災害警戒区域一覧	13
資料2－3 山地災害危険地区一覧	16
資料2－4 黒部川洪水浸水想定区域図	17
資料2－5 防災重点農業用ため池一覧	17

3 災害情報・被害調査

資料3－1 気象警報・注意報の発表基準	18
資料3－2 雨量観測所一覧	19
資料3－3 防災行政無線（同報系）の概要	19
資料3－4 防災行政無線（同報系）との連携	19
資料3－5 防災行政無線（移動系）の概要	19
資料3－6 防災メールの概要	20
資料3－7 旭市防災アプリケーションの概要	20
資料3－8 被害認定基準	21
資料3－9 り災証明書等	25
資料3－10 技術職員等名簿の様式	28

4 防災資源

資料4－1 避難場所一覧	29
資料4－2 防災備蓄倉庫設置状況	34
資料4－3 緊急輸送道路分布図	35
資料4－4 応急仮設住宅建設候補地一覧	36

5 災害対策要領

資料5－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	37
資料5－2 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例	41
資料5－3 旭市災害見舞金支給要綱	45

6 参考

資料6 東海地震に係る周辺地域としての対応計画（参考）	47
-----------------------------	----

7 用語

資料7 用語集.....67

1 防災組織・協力体制

資料1－1 旭市防災会議条例

平成17年7月1日

条例第125号

改正 平成25年10月2日条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定により、旭市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 旭市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、市長を充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者を充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が指定する職にある者
 - (2) 千葉県の職員のうちから市長が指定する職にある者
 - (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が指定する職にある者
 - (4) 市の職員のうちから市長が指定する職にある者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が指定する職にある者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上特に必要と認めて任命する者
- 6 防災会議の委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第9号及び第10号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成25年10月2日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

1 防災組織・協力体制

資料1－2 旭市防災会議委員一覧

該 当	役 職	備 考
会 長	旭市長	
1号委員	銚子海上保安部長	
1号委員	関東農政局千葉県拠点地方参事官	
2号委員	千葉県海匝地域振興事務所長	
2号委員	千葉県海匝土木事務所長	
2号委員	千葉県海匝健康福祉センター長	
3号委員	旭警察署長	
4号委員	副市長	
4号委員	総務課長	
4号委員	財政課長	
4号委員	環境課長	
4号委員	社会福祉課長	
4号委員	農水産課長	
4号委員	建設課長	
4号委員	都市整備課長	
4号委員	上下水道課長	
4号委員	教育委員会教育総務課長	
5号委員	教育委員会教育長	
6号委員	消防長	
7号委員	消防団長	
8号委員	(地独)総合病院 国保旭中央病院理事長	
8号委員	(一社)旭匝瑳医師会長	
8号委員	東京電力パワーグリッド(株)銚子事務所長	
8号委員	東日本電信電話(株)千葉事業部千葉支店長	
8号委員	東日本旅客鉄道(株)銚子駅長	
9号委員	旭市赤十字奉仕団	
9号委員	主任介護支援専門員	
10号委員	旭市区長会長	

(注) 該当は、条例第3条第5項の該当項目を指す。

1 防災組織・協力体制

資料1－3 旭市災害対策本部条例

平成17年7月1日
条例第126号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定により、旭市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるとき又は災害対策本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成19年12月25日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年10月2日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

1 防災組織・協力体制

資料1－4 旭市災害対策本部事務分掌表

(1) 本部事務局

部	班	所掌事務
総務部 ◎総務課長 ○財政課長 ○秘書広報課長	総括班 (総務課) (行政改革推進課)	1) 災害対策本部の設置・運営、本部会議の庶務及び本部長命令の伝達に関すること 2) 市有財産の被害状況のとりまとめに関すること 3) 災害対策本部施設の開設に関すること 4) 災害対策車両の調達・管理に関すること(緊急通行車両の届出、燃料等の確保含む。) 5) 本部事務局内及び各部との連絡、部門間の調整に関すること 6) 県及び他自治体等への応援要請、自衛隊への災害派遣及び防災関係機関への協力要請に関すること 7) 防災システム(同報系防災行政無線、緊急速報メール等)による情報伝達に関すること 8) 避難指示等の発令に関すること 9) 移動系防災行政無線、千葉県防災情報システム等の運用に関すること 10) 広報車による巡回放送に関すること 11) 地震・気象情報の収集・伝達に関すること 12) 安否情報の取りまとめ、照会への対応に関すること 13) 通報等の受付及び対応部署・機関への伝達に関すること 14) 災害相談総合窓口の設置、運営に関すること 15) 職員の動員・服務に関すること 16) 職員等の食料確保、健康管理に関すること 17) 区長会等への連絡・協力要請に関すること 18) 技術職員等の配置調整に関すること
	庶務班 (企画政策課)	1) 被災者台帳の取りまとめに関すること 2) 復興計画の策定に関すること 3) 被災者生活再建支援金の支給に関すること 4) 要配慮者(外国人)の支援に関すること
	財政班 (財政課) (会計課)	1) 災害関係の財政措置に関すること(災害救助法補助金含む。) 2) 災害情報の取りまとめに関すること 3) 災害関係の経費、機材及び備品購入等の出納に関すること 4) 義援金の受付・保管及び被災者への支給に関すること
	秘書広報班 (秘書広報課)	1) 本部長・副本部長の秘書に関すること 2) 災害見舞者及び視察者の対応に関すること 3) 災害情報の発信及び報道機関への対応に関すること 4) 災害状況等の記録に関すること(撮影含む。)

※「部」の欄の“◎”は部長、“○”は副部長となる者を示す。

1 防災組織・協力体制

(2) 専門部局

部	班	所掌事務
調査部 ◎税務課長 ○議会事務局長	調査班 (税務課) (監査事務局) (議会事務局) (農業委員会)	1) 被害家屋認定調査及び災証明に関すること 2) 議会関係者との連絡調整に関すること 3) 固定資産税、市民税等の減免に関すること
物資部 ◎農水産課長 ○上下水道課長	食料班 (農水産課)	1) 食料の調達に関すること 2) 給食、炊き出しに関すること 3) 災害による家畜伝染病の防疫に関すること 4) 漁港・ため池・農業用水路のはん濁等の警戒、二次災害防止に関すること
	物資班 (商工観光課) (体育振興課)	1) 生活必需品の調達に関すること 2) 救援物資の募集・受入れ・管理に関すること 3) 食料、生活必需品及び救援物資の避難所等への供給に関するこ と (物資集積拠点の開設・運営含む。) 4) 燃料の調達及び拠点施設等への供給に関すること 5) 滞留旅客の避難、帰宅等の支援に関すること
	給水班 (上下水道課)	1) 応急給水に関するこ (飲料水の確保・水質管理含む。)
民生部 ◎保険年金課長 ○社会福祉課長	収容班 (保険年金課) (市民生活課) (教育総務課) (生涯学習課)	1) 避難所の開設・運営に関するこ と 2) 避難者の収容及び輸送に関するこ (避難者情報のとりまと め、収容記録含む。)
	福祉班 (社会福祉課) (高齢者福祉課) (子育て支援課)	1) 災害救助法に関するこ と 2) 要配慮者 (高齢者、障害者) の支援に関するこ (福祉避難所 の開設・運営含む。) 3) 行方不明者の捜索及び遺体の処理に関するこ と 4) 応急保育に関するこ と 5) 災害ボランティアに関するこ と 6) 災害弔慰金の支給、災害救護資金の貸付けに関するこ と
	救護班 (健康づくり課)	1) 医療救護に関するこ (救護所の開設・運営、医療資器材及び 薬品等の調達・供給、トリアージタグの回収等含む。) 2) 防疫 (保健衛生) 、メンタルヘルスケアに関するこ と
	環境班 (環境課)	1) 遺体の埋火葬に関するこ と 2) し尿の収集・処理に関するこ (仮設トイレの統括含む。) 3) 災害廃棄物の収集・処理に関するこ と 4) 被災地の防疫 (消毒) に関するこ と 5) 動物対策に関するこ (被災者のペット対策含む。) 6) 環境汚染、放射線モニタリング等に関するこ と
	教育班 (教育総務課)	1) 応急教育に関するこ と 2) 学用品の調達に関するこ と 3) 臨時ヘリポートの開設運営に関するこ と

1 防災組織・協力体制

部	班	所掌事務
土木部 ◎建設課長 ○都市整備課長	土木班 (建設課)	1) 道路、河川のはん濫等の警戒及び応急措置に関すること 2) 土砂災害の警戒及び応急措置に関すること 3) 緊急輸送道路の確保に関すること 4) 水防活動、救出活動への協力に関すること(建設業者との連絡調整等)
	都市班 (都市整備課)	1) 建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること 2) 被災家屋の応急修理、住宅障害物の除去に関すること 3) 応急仮設住宅の確保・管理に関すること
	下水班 (上下水道課)	1) マンホールトイレの設置に関すること 2) 旭市下水道業務継続計画に基づくこと
警防部 ◎消防本部 総務課長 ○消防署長 ○消防団 副団長	消防班 (消防本部) (消防署) (消防団)	1) 災害情報の収集に関すること 2) 火災等の警戒及び鎮圧に関すること 3) 救助・救急に関すること 4) 避難者の誘導に関すること 5) 避難施設等への給水及び搬送に関すること 6) 行方不明者の捜索に関すること 7) 水防活動、危険物対策に関すること 8) 火災調査に関すること

※「部」の欄の“◎”は部長、“○”は副部長となる者を示す。

(3) 災害拠点病院

機関	所掌事務
(地独)総合病院 国保旭中央病院	1) (災害拠点病院としての)医療及び助産活動に関すること

(4) 共通

部・班	所掌事務
全ての班、災害拠点病院	1) 所管施設等の被害調査、応急対策、復旧に関すること 〈例〉農林水産業：食料班など、公園・緑地：都市班 など 2) 所管業務にかかる関係者・機関・団体・業者等との連絡調整に関すること 〈例〉施設の復旧：工事業者、医療救護：医師会・歯科医師会・薬剤師会、ボランティア：社会福祉協議会、教育対策：教職員 など 3) 所管施設の利用者等の安全確保(避難、保護等)に関すること 〈例〉小中学校等(児童生徒等)：教育班 など 4) その他本部長(市長)からの特命事項に関すること

1 防災組織・協力体制

資料1－5 旭市災害派遣手当等の支給に関する規則

平成17年7月1日

規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、旭市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年旭市条例第34号。以下「条例」という。)第28条第4項の規定により、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当(以下「災害派遣手当等」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害派遣手当等の支給対象期間)

第2条 条例別表第4中「滞在した期間」は、本市に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)が本市の区域内の最初の滞在地に到着した日から最後の滞在地を出発した日の前日までの期間とする。

(災害派遣手当等の支給方法)

第3条 災害派遣手当等の給与期間は、給料の月額の全額が月1回に支給されているときは月の1日から末日まで、給料の月額の半額が月2回に支給されるときは月の1日から15日まで及び月の16日から末日までのそれぞれの期間とし、各給与期間の災害派遣手当等は、次の給与期間における給料の支給日に支給する。ただし、必要があると認められる場合には、市長は、別に支給日を定めることができる。

2 前項に規定する支給日前に派遣職員の派遣期間が終了したとき又は派遣職員が本市職員としての身分を失ったときは、前項の規定にかかわらず、その際災害派遣手当等を支給する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年7月1日(以下「新市設置の日」という。)の前日において、合併関係市町(合併前の旭市又は海上町をいう。以下同じ。)の職員であった者で引き続き本市に採用された職員の新市設置の日前においてこの規則の規定に相当する合併関係市町の規程によりなされた災害派遣手当に係る決定、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年7月3日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

1 防災組織・協力体制

資料1－6 災害協定一覧

1. 相互応援（自治体等）

No.	協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
1	千葉県広域消防相互応援協定書	県内消防	S60. 4. 1 (H18. 8. 22 最終改正)	大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、不測の事態に対処する。
2	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内市町村	H8. 2. 23	災害時における応急復旧に関する支援
3	災害時における廃棄物処理に係る援助細目協定	県内市町村・衛生等組合	H9. 7. 31	災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に回収工事等の事態が発生した場合の相互援助について
4	災害時における姉妹都市間の相互応援に関する協定書	茅野市	H9. 11. 1	災害時における相互援助にすること
5	災害時相互応援協定	茨城県鉾田市	H24. 3. 22	災害時における相互応援にすること

2. 医療救護

No.	協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
1	災害時の医療救護活動についての協定書	旭市医師会	S63. 9. 30	災害時の医療救護活動
2	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	海上郡市歯科医師会(旭市歯科医師会)	H17. 10. 20 (H18. 8. 3 最終改正)	災害時の歯科医療活動

3. 輸送物流

No.	協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
1	災害時における物資の自動車輸送に関する協定書	千葉県トラック協会海匝支部	H18. 2. 23	災害時における救援物資等の輸送協力
2	災害時等における避難者輸送等に関する協定	三栄交通(株)	R2. 10. 28	避難者輸送、車両を一時的に避難所施設として提供

4. 避難収容

No.	協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
1	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社福)旭福祉会	H22. 2. 12	福祉避難所の指定
2	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社福)愛仁会	H22. 2. 12	福祉避難所の指定
3	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社福)東風会	H22. 2. 12	福祉避難所の指定
4	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社福)李白会	H22. 2. 12	福祉避難所の指定
5	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社福)ロザリオの聖母会	H22. 2. 12	福祉避難所の指定

1 防災組織・協力体制

No.	協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
6	千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定	千葉県知事	H28. 3. 25	災害時の「広域防災拠点施設」(旭文化の杜公園)の開設・運営に関すること
7	原子力災害時における県外広域避難に関する協定	茨城県大洗町	H30. 3. 27	原子力災害時における茨城県大洗町からの県外避難者の受け入れに関する協定 ※旭市ほか3市2町で受け入れ
8	災害時における指定緊急避難場所の施設利用に関する協定	千葉県立旭農業高等学校	H30. 7. 1	災害時の指定緊急避難場所である学校施設の利用に関すること
9	災害時における指定緊急避難場所の施設利用に関する協定	千葉県立東総工業高等学校	H30. 7. 1	災害時の指定緊急避難場所である学校施設の利用に関すること
10	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	(株)デベロップ	R3. 1. 27	移動式宿泊施設(コンテナ型ホテル)の提供

5. 情報伝達

No.	協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
1	停電時における旭市防災行政無線の活用に関する協定書	東京電力パワーグリッド(株)	H20. 7. 4 (H29. 8. 21 最終改正)	停電時及び受給逼迫時に防災行政無線を活用した広報を実施する。
2	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング(株)千葉総支社	H27. 10. 1	民間企業などの広告と併せて公共表示広告(避難場所の案内表示や防犯に関する情報)を掲出
3	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	R2. 4. 1	災害時の市民への情報配信

6. 物資供給

No.	協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
1	災害時の物資供給等に関する協定書	イオン(株)ジャスコ旭店	H18. 6. 30	災害時における食料品、日用生活品等の物資の供給
2	災害時における燃料供給に関する協定書	(社)千葉県エルピーガス協会 海匝支部	H19. 3. 22	災害時における燃料等の供給
3	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書	利根コカ・コーラボトリング(株)	H23. 9. 16	災害時における飲料水等の供給
4	災害時における生活物資の供給に関する協定	(株)カインズ	H24. 3. 22	災害時における日用品等の物資の供給
5	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	ちばみどり農業協同組合	H24. 11. 22	災害時におけるガソリン・灯油・軽油・重油等の供給
6	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	千葉県石油協同組合旭支部	H25. 2. 14	災害時におけるガソリン・灯油・軽油・重油等の供給
7	災害時における飲料水の供給協力に関する協定	(株)伊藤園	H26. 4. 11	災害時における飲料水の供給
8	災害時における物資供給に関する協定	(NPO)コメリ 災害対策センター	H26. 11. 10	災害時における日用品等の物資の供給

1 防災組織・協力体制

No.	協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
9	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H27. 12. 4	災害時における日用品等の物資の供給 店舗営業の継続又は早期再開
10	災害時の避難所等における畳の供給協力に関する協定	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	H28. 6. 2	避難所を開設した場合に畳を無償で提供
11	災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定	(一社)日本福祉用具供給協会	H28. 6. 2	災害時に避難所などで必要となる介護用品や衛生用品等を優先的に供給
12	災害時における段ボール製品等の提供に関する協定	王子コンテナー(株)霞ヶ浦工場	R3. 2. 12	段ボール製のベッドや間仕切りなどの提供

7. 保健衛生

No.	協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
1	災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定	千葉県ペストコントロール協会	R2. 3. 27	災害時及び感染症発生時の防疫活動

8. 応急復旧

No.	協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
1	千葉県水道災害相互応援協定	県内水道企業	H7. 11. 2	応急給水作業、応急復旧作業、応急復旧用資機材の供出
2	災害時応急工事等の協力に関する業務協定書	旭市建設業災害対策協力会	H22. 3. 18	災害時における応急工事等に関する業務
3	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)	R2. 9. 4	電力復旧活動

9. その他

No.	協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
1	災害時における旭簡易保険保養センターと旭市との協力に関する協定	旭簡易保険保養センター(かんぽの宿旭)	H13. 3. 7 (H23. 3. 1 最終改正)	地震、津波その他の災害が発生した場合の避難場所、炊き出し、入浴等
2	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H23. 2. 14	災害時における各種情報の交換
3	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	千葉県土地家屋調査士会	H24. 5. 15	災害時における家屋被害調査
4	旭市と旭市内郵便局との包括連携協定	旭郵便局	H29. 3. 27	災害時における相互協力体制の確立
5	災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定	千葉県理容生活衛生同業組合旭支部	H30. 11. 26	災害時における避難所等での理容サービスの提供
6	災害時の法律相談等に関する協定	千葉県弁護士会	R元. 7. 26	被災者の法律相談の実施
7	災害時における支援協力に関する協定	千葉県行政書士会	R2. 3. 19	被災者支援のための行政書士業務

1 防災組織・協力体制

資料1－7 防災関係機関連絡先一覧

関係機関名	電 話	備 考
総務省消防庁	03-5253-7527	
千葉県		
県危機管理課	043-223-2175、043-223-2178	
海匝地域振興事務所	0479-62-0261	
海匝土木事務所	0479-72-1100	
海匝保健所	0479-22-0206	
海匝農業事務所	0479-72-1559	
旭警察署	0479-64-0110	
指定地方行政機関		
関東農政局 千葉県拠点	043-224-5611	
銚子海上保安部	0479-22-1359	
銚子地方気象台	0479-22-0074	
陸上自衛隊		
習志野駐屯地 第1空挺団	047-466-2141	
指定(地方)公共機関		
東日本電信電話株式会社 千葉事業部	043-211-8652	
東日本旅客鉄道株式会社 銚子駅	0479-22-0073	
東京電力パワーグリッド株式会社	0120-995-007	
日本郵便株式会社 旭郵便局	0570-9435-99	
總武ガス株式会社	0479-63-1000	
千葉県トラック協会 海匝支部	0479-62-1397	
公共的団体等		
総合病院 国保旭中央病院	0479-63-8111	
東総衛生組合	0479-62-0794	
東総地区広域市町村圏事務組合	0479-85-8040	
東総広域水道企業団	0478-86-3821	
旭市社会福祉協議会	0479-57-5577	
旭匝瑳医師会	0479-62-2339	
ちばみどり農業協同組合	0479-62-1300	
海匝漁業協同組合	0479-57-3202	
旭市商工会	0479-62-1348	

2 災害環境

資料2－1 急傾斜地崩壊危険区域一覧

地区名	所在地	指定面積 (m ²)	指定年月日	指定番号	告示番号
清和甲	清和甲	15,958.00	昭和47年 9月26日	21	千第 661号
内谷	鏑木	6,855.02	昭和53年10月13日	55	千第 804号
横根	横根	68,171.00	昭和60年 2月26日	162	千第 174号
八木	八木字街道	10,255.40	平成元年 5月12日	246	千第 531号
			平成 7年11月14日		千第 952号
岩井	岩井・清滝	58,715.59	平成 2年 6月29日	262	千第 578号
			平成 3年11月29日		千第1022号
			平成11年 8月27日		千第 732号
塙	塙	22,113.00	平成 4年 2月 7日	281	千第 58号
見広	見広字東海道	21,467.52	平成 8年 3月26日	358	千第 349号
清滝	清滝	25,721.58	平成12年 2月 8日	408	千第 81号
計8箇所		229,257.11	—	—	—

2 災害環境

資料2－2 土砂災害警戒区域一覧

(千葉県、令和3年11月末現在)

No.	箇所番号	指定箇所	区域名	特別 警戒区域	避難地区	要配慮者 利用施設
1	I-0661	清滝・岩井	清滝1	有り	清滝	なし
2	I-0666	塙	塙1	有り	塙東町	なし
3	I-0667	塙	塙2	有り	塙西町	なし
4	I-0689	櫻井	櫻井2	有り	櫻井区	なし
5	I-0691	櫻井・萬歳	萬歳1	有り	櫻井区、萬歳4区、萬歳3区	なし
6	I-0692	櫻井・萬歳	萬歳2	有り	萬歳3区、櫻井区、萬歳2区	なし
7	I-0693	清和甲	岡	有り	中11区	なし
8	I-0694	清和甲	清和甲2	有り	中2区	なし
9	I-0695	清和甲・清和乙 ・南堀之内	清和甲1	有り	中1区、中8区、松沢区	なし
10	I-0696	清和甲	清和甲3	有り	中2区	なし
11	I-0697	南堀之内・清和乙	南堀之内1	有り	松沢区、中8区	なし
12	I-0698	南堀之内	船頭	有り	中8区	なし
13	I-0699	鎌木	内谷	有り	西8区	なし
14	I-0700	鎌木	鎌木2	有り	西5区	なし
15	I-0701	鎌木	岸湖	有り	西3区、西12区	なし
16	I-1336	上永井	上永井1	有り	上永井	なし
17	I-1337	上永井	上永井2	有り	上永井	なし
18	I-1382	清和乙	清和乙1	有り	松沢区	なし
19	I-1531	溝原	溝原1	有り	溝原区	なし
20	I-1532	鎌木	鎌木1	有り	西10区	なし
21	II-2162	塙	塙3	有り	塙東町	なし
22	II-2310	南堀之内	南堀之内5	有り	中8区	なし
23	II-2311	南堀之内	南堀之内2	有り	中8区	なし
24	II-2312	南堀之内	南堀之内3	有り	中8区	なし
25	II-2313	南堀之内	南堀之内4	有り	中8区	なし
26	II-2323	溝原	溝原4	有り	溝原区	なし
27	II-2324	溝原	溝原5	有り	溝原区	なし
28	II-2325	溝原	溝原6	有り	溝原区	なし
29	II-2328	櫻井	櫻井4	有り	櫻井区	なし
30	II-2329	清和甲	清和甲4	有り	中11区	なし
31	II-2330	清和甲	清和甲5	有り	中2区、中11区	なし
32	II-2331	清和甲・溝原	清和甲6	有り	中2区、溝原区	なし
33	II-2335	鎌木	鎌木6	有り	西8区	なし
34	II-2336	鎌木	鎌木7	有り	西4区	なし
35	II-2337	鎌木	鎌木8	有り	西4区、西8区	なし
36	II-2338	鎌木	鎌木9	有り	西5区、西8区	なし
37	II-2339	鎌木	鎌木10	有り	西5区	なし
38	II-2340	鎌木	鎌木11	有り	西5区	なし
39	II-2342	鎌木	鎌木13	有り	西6区	なし

2 災害環境

No.	箇所番号	指定箇所	区域名	特別警戒区域	避難地区	要配慮者利用施設
40	II-2343	鎌木	鎌木14	有り	西3区、西5区	なし
41	II-2344	鎌木	鎌木15	有り	西3区	なし
42	II-2345	鎌木	鎌木16	有り	西11区、西6区	なし
43	III-0178	清和乙・清和甲	清和乙2	有り	松沢区、中1区	なし
44	III-0180	南堀之内	南堀之内6	有り	中8区	なし
45	III-0183	鎌木	鎌木21	有り	西5区、西12区	なし
46	III-0184	溝原	溝原8	有り	溝原区、関戸区	なし
47	III-0185	清和甲	清和甲7	有り	中11区	なし
48	III-1154	塙	塙6	有り	塙西町	なし
49	II-2341	鎌木・萬力	鎌木12	有り	西3区、西5区	古城保育所
50	I-0658	岩井	岩井	有り	岩井	なし
51	I-0659	見広	見広	有り	見広、大間手	なし
52	I-0664	横根	横根	有り	横根岡	なし
53	I-0665	八木	八木	有り	南町	なし
54	I-0688	櫻井	櫻井1	有り	萬歳1区、櫻井区	なし
55	III-0179	鎌木	鎌木19	有り	西1区	なし
56	III-0182	鎌木	鎌木20	有り	西10区	なし
57	I-090001	岩井	岩井5	有り	清滝、岩井	なし
58	I-090002	清和乙	清和乙3	有り	松沢区	白寿園
59	I-090003	南堀之内	南堀之内7	有り	中8区、中7区	なし
60	I-090004	鎌木	鎌木22	有り	西11区、西6区	なし
61	I-090005	鎌木	鎌木23	有り	西6区、西10区、西11区	なし
62	II-2154	岩井	岩井2	有り	大間手、岩井	なし
63	II-2155	見広	見広1	有り	見広	なし
64	II-2156	見広	見広2	有り	見広	なし
65	II-2157	見広	見広3	有り	見広	なし
66	II-2158	倉橋	倉橋	有り	倉橋	なし
67	II-2160	横根	横根2	有り	横根岡	なし
68	II-2161	塙	塙4	有り	塙新町	なし
69	II-2163	八木	八木1	有り	南町	なし
70	II-2164	八木	八木2	有り	上永井	なし
71	II-090002	岩井	岩井7	有り	岩井	なし
72	II-090003	岩井	岩井8	有り	岩井	なし
73	II-090004	岩井	岩井9	有り	岩井	なし
74	II-090005	岩井	岩井10	有り	清滝、岩井	なし
75	II-090006	見広	見広5	有り	見広	なし
76	II-090007	鎌木	鎌木24	有り	西5区	なし
77	II-090008	鎌木	鎌木25	有り	西5区、西6区	なし
78	II-090009	鎌木	鎌木26	有り	西3区、西5区	なし
79	II-090010	鎌木	鎌木27	有り	西3区、西5区	なし
80	II-090011	鎌木	鎌木28	有り	西3区	なし
81	II-090012	鎌木	鎌木29	有り	西3区、西5区	なし
82	II-090013	鎌木	鎌木30	有り	西5区、西6区	なし

2 災害環境

No.	箇所番号	指定箇所	区域名	特別警戒区域	避難地区	要配慮者利用施設
83	II-090014	鎌木	鎌木31	有り	西5区、西6区	なし
84	III-0158	岩井	岩井3	有り	清滝、岩井	なし
85	III-0160	見広	見広4	有り	蛇園、見広	なし
86	III-0161	蛇園	蛇園2	有り	蛇園	なし
87	III-0162	蛇園	蛇園1	有り	蛇園	なし
88	III-0163	下永井	下永井1	有り	上永井、永井岡、南町	なし
89	III-1152	岩井	岩井4	有り	清滝	なし
90	II-2308	鎌木	鎌木1	有り	西1区、西6区	なし
91	II-2314	長部	長部1	有り	中10区	なし
92	II-2315	長部	長部2	有り	中10区	なし
93	II-2316	長部	長部3	有り	中10区	なし
94	II-2317	長部	長部4	有り	中10区	なし
95	II-2318	長部	長部5	有り	中10区	なし
96	II-2319	長部	長部6	有り	中10区	なし
97	II-2320	溝原	溝原1	有り	溝原区	なし
98	II-2321	溝原	溝原2	有り	溝原区	なし
99	II-2322	溝原	溝原3	有り	溝原区	なし
100	II-2327	桜井	桜井1	有り	桜井区	なし
101	II-2332	鎌木	鎌木3	有り	西4区	なし
102	II-2333	鎌木	鎌木4	有り	西4区	なし
103	II-2334	鎌木	鎌木5	有り	西4区	なし
104	III-0181	南堀之内	南堀之内3	有り	中8区	なし

(注) このほかに、土砂災害のおそれのある市内 115 箇所を基礎調査中。

警戒区域及び調査箇所の位置は「旭市ホームページ」「ちば情報マップ」を参照。

本市における土砂災害警戒区域の「自然現象の種類」は全て「急傾斜地の崩壊」である。

本市における土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設の名称、所在地は次のとおりである。

箇所番号	施設名称	所在地	施設の種類
II-2341	古城保育所	鎌木1966	保育所
I-090002	白寿園	清和乙 20-1	特別養護老人ホーム

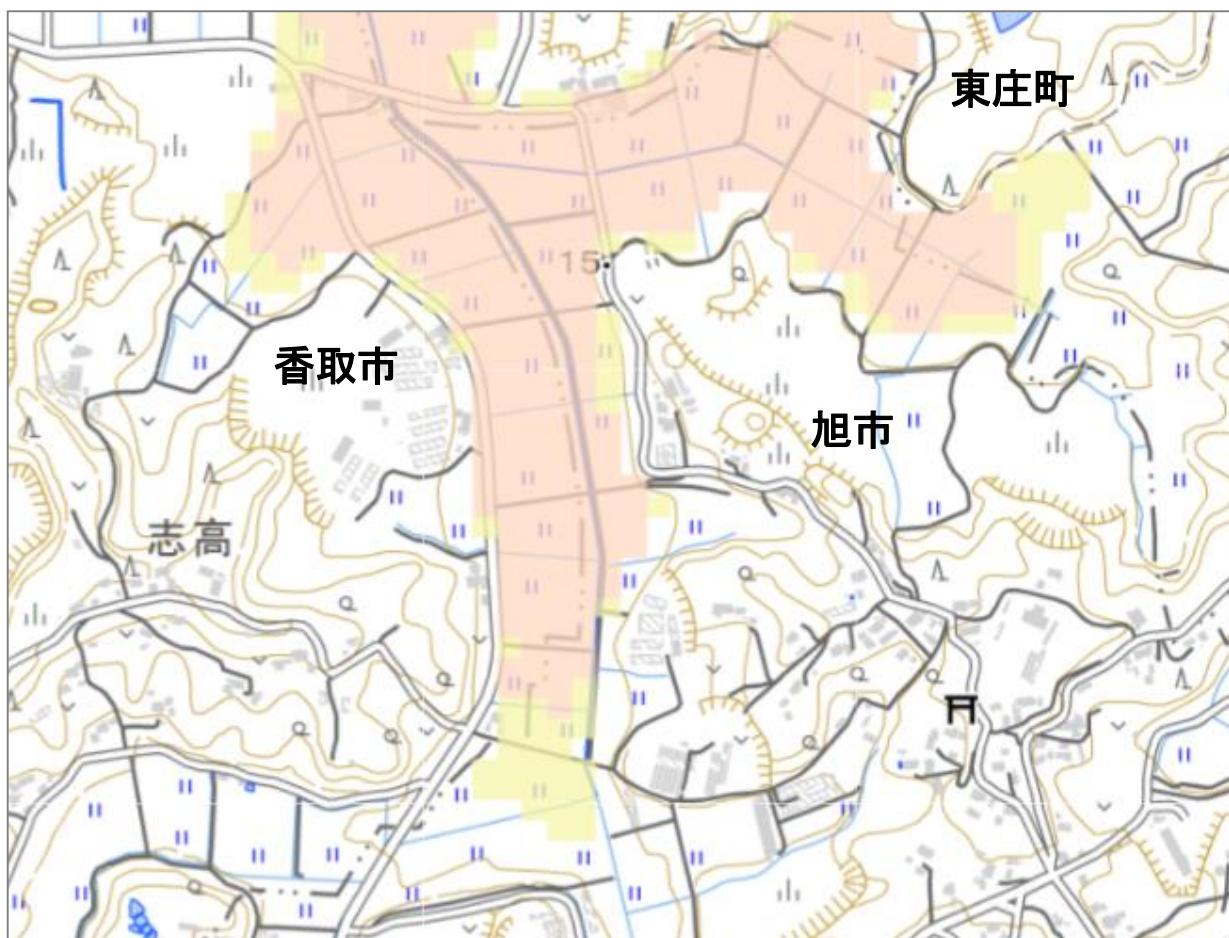
2 災害環境

資料2－3 山地災害危険地区一覧

No.	危険地区番号		大字	字	国有林・民有林
	旧市町村（番号）	地区番号			
1	干潟町（348）	001	桜井	大門	民有林
2	〃	002	桜井	舟ヶ谷	〃
3	〃	004	清和甲	天神辺田	〃
4	〃	006	清和甲	上町田	〃
5	〃	007	南堀之内	楯台	〃
6	〃	008	南堀之内	楯台	〃
7	〃	009	鏑木	妙部山	〃
8	〃	010	鏑木	岸湖	〃
9	〃	011	鏑木	丈山	〃
10	〃	012	清和甲	外城	〃
11	〃	013	鏑木	内谷	〃
12	〃	014	鏑木	岸湖	〃
13	〃	015	清和甲	天神辺田	〃
14	海上町（361）	002	松ヶ谷	新田	〃
15	〃	003	虻園	塔ノ塚	〃
16	〃	004	見広	西山	〃
17	〃	005	岩井	伊織	〃
18	〃	006	岩井	滝ノ下	〃
19	〃	007	岩井	大漁地	〃
20	〃	008	見広	田町	〃
21	〃	009	岩井	安町	〃
22	〃	010	松ヶ谷	新田	〃
23	飯岡町（362）	002	上永井	肖松	〃
24	〃	003	下永井	峰	〃
25	〃	004	下永井	峰	〃
26	〃	005	八木	西	〃
27	〃	006	飯岡	浅間	〃
28	〃	007	飯岡	上の町	〃
29	〃	008	平松	根主	〃
30	〃	009	横根	峰山	〃
31	〃	010	塙	前ノ内	〃
32	〃	011	横根	峰山	〃

2 災害環境

資料2－4 黒部川洪水浸水想定区域図



資料2－5 防災重点農業用ため池一覧

No.	名 称	所 在 地	堤 高
1	岩井溜池	清滝字滝ノ下 165	5.5m
2	上池	三川字池内 629	4.7m
3	亀城溜池	萬力字亀城 3565	3.5m
4	長熊溜池	萬力字長熊 3566-1	2.0m
5	太田溜池	入野字太田 2170-8	2.0m

(注) 浸水想定区域は、旭市ホームページを参照。

3 災害情報・被害調査

資料3－1 気象警報・注意報の発表基準

(発表官署 銚子地方気象台 令和3年6月8日現在)

旭 市	府県予報区	千葉県				
	一次細分区域	北東部				
	市町村等をまとめた地域	香取・海匝				
警 報	大雨	(浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準 土壤雨量指数基準	18 122		
	洪水		流域雨量指数基準 複合基準	新川流域 19.1 —		
			指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風		平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s		
	暴風雪		平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm			
	波浪	有義波高	6.0m			
	高潮	潮位	1.5m			
	大雨		表面雨量指数基準 土壤雨量指数基準	13 86		
	洪水		流域雨量指数基準 複合基準	新川流域 15.2 —		
注意 報	強風		平均風速	陸上 13m/s 海上 15m/s		
	風雪		平均風速	陸上 13m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm			
	波浪	有義波高	2.5m			
	高潮	潮位	1.0m			
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪					
	濃霧		視程	陸上 100m 海上 500m		
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%				
	なだれ					
	低温		夏季(最低気温)：銚子地方気象台で16°C以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温)：銚子地方気象台で-3°C以下、千葉特別地域気象観測所で-5°C以下			
	霜	4月1日～5月31日 最低気温 4°C以下				
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm			

※気象庁ホームページ「千葉県の警報・注意報発表基準一覧表(旭市)」より

3 災害情報・被害調査

資料3－2 雨量観測所一覧

観測所名	設置箇所	所在地	所管
飯岡	旧飯岡庁舎	旭市萩園1800	海匝土木事務所
海匝	海匝地域振興事務所	旭市ニ1997-1	海匝土木事務所

※千葉県ホームページ「雨量・水位情報」より

資料3－3 防災行政無線（同報系）の概要

メーカー	富士通ゼネラル
方式	60MHz 帯デジタル無線
整備年度	平成20年度、平成21年度
Jアラート	接続済み（自動起動により放送）
親局設備	設置数：1箇所（市庁舎） 停電対策：UPS 1時間以上（整流器ユニットn+1構成） 自動起動自家発電設備：72時間以上 その他：非常用親局無線装置有
遠隔制御局	設置数：1箇所（消防本部） 停電対策：自動起動自家発電設備：72時間以上
再送信局	設置数：5箇所（塙、鶴巻、さくら台、須賀神社〔鎧木〕、豊畠） 停電対策：内蔵電池により72時間以上
屋外子局（拡声器）	設置数：118箇所（うち2局が再送信局と合同設置） 停電対策：内蔵電池により72時間以上 沿岸部：18箇所
戸別受信機	配布数：23,000台 停電対策：内蔵乾電池により72時間以上 乾電池は単1、単2、単3のいずれも使用可能

資料3－4 防災行政無線（同報系）との連携

連携内容	備考
緊急速報メール	docomo・au・softbank・楽天モバイル
ホーンアレイスピーカー	矢指ヶ浦海岸、双葉団地A、飯岡漁港
校内放送	富浦小、矢指小、三川小、飯岡小

資料3－5 防災行政無線（移動系）の概要

メーカー	パナソニック
方式	260MHz帯デジタル無線
整備年度	平成23年
統制局設備	設置数：1箇所（市庁舎） 停電対策：同報系用UPS、自家発電設備より給電 緊急持ち出し時は内蔵電池により20時間以上
基地局設備	設置数：1箇所（旭中央病院） 停電対策：UPS 30分以上、以降は病院設置の自家発電設備により給電 緊急持ち出し時は内蔵電池により20時間以上

3 災害情報・被害調査

移動局（半固定型）	数　量：56台 停電対策：内蔵電池により20時間以上
移動局（車載型）	数　量：21台 停電対策：自動車バッテリー使用 携帯使用時は内蔵電池により20時間以上
移動局（携帯型）	数　量：33台 停電対策：内蔵電池により20時間以上

資料3－6 防災メールの概要

設　備	社外委託（銚子インターネット）
登録者数	令和3年12月1日現在、登録者数4,095人

資料3－7 旭市防災アプリケーションの概要

概要	旭市防災マップ及び防災ガイドの全ての情報を、スマートフォン（多機能携帯電話）からインストール（無償）し、いつでも、どこでも、スマートフォンで閲覧できる。
特徴	・GPS機能を利用した現在地検索により、周辺の避難場所などがアイコンで表示される。 ・一度インストールすればオフラインでの利用が可能。災害発生時のように通信環境が悪化している場合でも利用できる。 ・現在地から一番近い避難場所までの方向と距離が表示される。
インストール方法	アイフォン（iPhone）利用者はアップストア（App Store）から、アンドロイド（Android）利用者はグーグルプレイ（Google Play）から「旭市防災マップ」と検索する。

3 災害情報・被害調査

資料3-8 被害認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	当該災害による負傷者が、発災後48時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 (※1 原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。)	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上上の治療を要する見込みの者とする。	1. 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 2. 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月末満で治療できる見込みの者とする。	中等症と診断された者について、左記の基準により傷病程度を決めがたい場合は、軽傷者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1. 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2. 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3. 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 4. 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。 5. アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。
	全壊	住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害	

3 災害情報・被害調査

区分	被害項目	認定基準	備考
住家被害		を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上のものとする。	
	大規模半壊	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。	
	中規模半壊	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積 30%以上 50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。	
	半壊	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積 20%以上 30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。	
	準半壊	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。	
	準半壊に至らない(一部損壊)	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積 10%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%未満のものとする。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で 2 階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1. 1 階部分が床下浸水の場合、1 階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2. 1 階部分が床上浸水の場合、1 階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2 階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。

3 災害情報・被害調査

区分	被害項目	認定基準	備考
非住家被害	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設 1箇所として被害に計上する。
	病院	医療法第1条第1項に規定する病院(患者20人以上の収容施設を有するもの)とする。	
罹災世帯		1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2. 一部損壊及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。	
道路被害	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1. 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。(農業用道路、林道等は含まない) 2. 道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れによって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほか、地震による路面の不陸、液状化による陥没等が該当する。 3. 道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、その交通規制状況について報告すること。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	がけくずれ		
	地すべり	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。	
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	1. 河川被害の例としては、護岸の崩れ、破堤等が該当する。 2. なお、溢水は被害として計上しないが、その状況については報告すること。
その他被害	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」に含めない。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。

3 災害情報・被害調査

区分	被害項目	認定基準	備考
その他被害	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各1箇所として被害に計上する。
	被害船舶	ろ・かゝのみをもって運転する舟以外で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	海岸	海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。	
	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくくない状態となった場合は、被害に含めない。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	1. 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 2. 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感じて作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。
	ブロック石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	田の流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。	
	畑の流失埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	畑の冠水		
	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
活動体制	府内各部局 市町村 消防本部 警察本部	災害の覚知後30分以内に報告する。	1. 配備人数については、実情を把握しがたい場合、各機関の定める配備定数を報告する。 2. 消防本部及び警察本部については、現行システム上報告する機能がないため、システムからの災害名登録通知を受信確認することで報告に代えるものとする。

(注) 「一部破損」については「一部損壊」と表記している。

資料3-9 り災証明書等

旭罹災第 号 (年度認定分)	
罹 災 証 明 書	
世帯主住所	
世帯主氏名	
世帯構成員	氏 名
罹災原因	
被災住家※ の所在地	
住家※の被害 の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使 用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象と なる住家)	
上記のとおり、相違ないことを証明します。	
年 月 日	
千葉県旭市長	

3 災害情報・被害調査

被災証明交付申請書兼証明書

年 月 日

(あて) 旭市長

(申請者記入欄)

申請者	氏名	(印)	住所	
			連絡先	
被災場所	旭市			
被災物件	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 住宅付帶物 ()			
	<input type="checkbox"/> 車両 自動車登録番号又は車両番号 ()			
	車台番号 ()			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
被災原因	年 月 日に発生した			

添付書類： 被害状況が確認できる写真や関係書類（見積書等）
動産の場合は所有者がわかるもの（車両は車検証のコピー等）

(証明者記入欄)

上記のとおり相違ないことを証明します。		
旭被災第 年 月 日	号	
旭市長		

申立書

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

(印)

り（被）災した物件

物件の所在 _____

所 有 者 _____

種類・構造 _____

床 面 積 等 _____

建築（取得）年月日 _____

上記物件は、 年 月 日に発生した により、り（被）災
したことに相違ありません。

り（被）災の内容

※申立書については、以下のいずれかに該当する場合に記載していただきます。

- ・り（被）災から1年以上経過した場合
- ・発生年月日に警報等の気象情報の発表が無かった場合
- ・り（被）災証明交付申請書の添付書類が無い場合 等

3 災害情報・被害調査

資料3－10 技術職員等名簿の様式

番号	氏名	現在の所属	保有資格・経験	備考
記入例	旭山 太郎	行政改革推進課	・建築職歴20年 ・応急危険度判定士 (平成17年取得)	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

4 防災資源

資料4－1 避難場所一覧

〈避難場所の種類〉

種類	説明
指定緊急避難場所	<p>災害対策基本法（第49条の4）に基づき、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、異常な現象の種類ごとに、災害の危険が及ばない場所又は施設を指定する。</p> <p>《対象とする異常な現象の種類》</p> <p>①地震 … 一時的な緊急避難場所として、学校のグラウンドや公園などの屋外スペースを指定する。施設の安全性を確認した後、指定避難所に避難する。</p> <p>②津波 … 浸水想定域外の高台等への避難を原則とするが、逃げ遅れた場合や避難に時間がかかる場合の緊急避難場所として、津波避難ビルを指定する。</p> <p>③風水害 … 崩れ、洪水・内水はん濫の発生のおそれがあるときや、予め自主避難する避難者の緊急避難場所として、一部の指定避難所を指定する。</p> <p>④高潮 … 緊急避難場所として、津波避難ビル兼指定避難所を指定する。</p>
広域避難場所	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な火災が発生した際の指定緊急避難場所を指定する。 災害の発生により「指定避難所」が被災し使用不能となった場合、災害対策本部等の指示により使用する。
津波避難拠点	津波から住民の安全を確保する施設で、災害対策基本法による「指定緊急避難場所（津波）」に適合する施設である。（津波避難計画参照）
指定避難所	災害により被害を受け自分の家などを失い居住できなくなったとき、又は被害のある場合に避難する場所を指定する。
福祉避難所	障害者、妊産婦、乳幼児、難病者等、一般の避難所では生活に支障を来たす人たちのために特別に配慮した指定避難所である。

1. 指定緊急避難場所

No.	施設名	所在地	指定緊急避難場所				備考
			地震	津波	風水害	高潮	
旭地域							
1	旭スポーツの森公園	ニの 5491	○				広域避難場所
2	袋公園	鎌数 4013	○				広域避難場所
3	日清紡 旭テストコース	鎌数 9163-13	○				広域避難場所
4	旭文化の杜公園	ハの 250-1	○				広域避難場所
5	旭農業高等学校	ロの 1	○				
6	中央第三保育所	イの 1835	○				
7	中央公園（西宮）	ロの 1426	○				
8	仁玉体育広場	仁玉 2098-1	○				
9	西足洗農村広場	西足洗 3577	○				
10	東総工業高等学校	鎌数 5146	○				
11	池の端保育所	江ヶ崎 1057	○				
12	道の駅「季楽里あさひ」	イの 5238	○				
13	第二市民会館	ニの 2787-1	○				
14	総合体育館	ニの 5491	○	○			指定避難所
15	干潟小学校	鎌数 9508	○				指定避難所
16	共和小学校	新町 771	○				指定避難所
17	琴田小学校	琴田 2864-1	○				指定避難所
18	中央小学校	ハの 74	○	○			指定避難所
19	豊畑小学校	井戸野 2738	○	○			指定避難所

4 防災資源

No.	施設名	所在地	指定緊急避難場所				備考
			地震	津波	風水害	高潮	
20	第一中学校	ハの 2304	○	○			指定避難所
21	第二中学校	ニの 2510-1	○	○			指定避難所
22	矢指小学校	椎名内 1278	○	○		○	指定避難所
23	富浦小学校	中谷里 3383-2	○	○		○	指定避難所
24	かんぽの宿旭	仁玉 2280-1		○			
25	日の出山公園	椎名内 3881		○			
26	矢指避難タワー	椎名内 1173-2		○			
27	富浦避難タワー	神宮寺 1797-5		○			
28	旭中央病院附属看護専門学校	イの 1182		○			
海上地域							
29	海上コミュニティ運動公園	高生 7	○				広域避難場所
30	滝のさと自然公園	岩井 1000	○				広域避難場所
31	海上野球場	蛇園 2464	○				
32	蛇園区民館	蛇園 3203-1	○				
33	岩井北部青年館	岩井 1328-1	○				
34	幾世集会所	幾世 489	○				
35	大間手青年館	大間手 156	○				
36	海上中央公園	後草 2233	○				
37	海上公民館	高生 1	○	○	○		指定避難所
38	海上中学校	高生 77	○	○	○		指定避難所
39	嚙鳴小学校	高生 3610	○				指定避難所
40	鶴巻小学校	蛇園 5533	○		○		指定避難所
41	海上キャンプ場体育館	岩井 1000	○		○		指定避難所
42	滝郷小学校	清滝 821	○		○		指定避難所
飯岡地域							
43	いいおかふれあいスポーツ公園	横根 3550	○				広域避難場所
44	三川ふれあい公園	三川 3719-4	○				広域避難場所
45	上永井集落センター	上永井 1097	○				
46	塙農村協同館	塙 1399	○				
47	ひかり保育園	飯岡 2115-2	○				
48	飯岡保健・福祉センター (旭市保健センター)	横根 3520	○		○		指定避難所
49	飯岡中学校	横根 3746	○	○			指定避難所
50	塙新町区民館	塙 2745	○		○		指定避難所
51	飯岡小学校	飯岡 2020-1	○	○	○	○	指定避難所
52	三川小学校	三川 4643	○	○		○	指定避難所
53	双葉団地A (市営住宅)	萩園 1243-7		○			
54	下永井団地 (市営住宅)	飯岡 3491		○			
55	いいおか潮騒ホテル	萩園 1437		○			
56	いいおか保育所	萩園 1752-1		○			
57	三川避難タワー	三川 5885-2		○			
58	飯岡避難タワー	飯岡 2164-1		○			
59	上永井公園	上永井 1309-1		○			
干潟地域							
60	県総合スポーツセンター東総運動場	清和乙 621	○				広域避難場所
61	萬歳小学校	萬歳総堀番外 1	○				指定避難所

4 防災資源

No.	施設名	所在地	指定緊急避難場所				備考
			地震	津波	風水害	高潮	
62	萬歳地区多目的研修センター	櫻井 123-1	○		○		指定避難所
63	干潟中学校	入野 2170	○				指定避難所
64	ふれあいセンター	入野 1355-1	○				指定避難所
65	ひかた市民センター	南堀之内 10	○		○		指定避難所
66	古城小学校	鏑木 2699	○		○		指定避難所
67	コミュニティセンター	萬力 2231	○				指定避難所
68	まんざい保育所	萬歳 356	○				
69	東六区集会所	溝原 523-2	○				
70	熊野神社	清和乙 714	○				
71	妙経寺	鏑木 912	○				

2. 広域避難場所

No.	名 称	住 所	電 話	備 考
旭地域				
1	旭スポーツの森公園	ニの 5491	64-1101	
2	袋公園	鎌数 4013		
3	日清紡 旭テストコース	鎌数 9163-13		
4	旭文化の杜公園	ハの 250-1		
海上地域				
5	海上コミュニティ運動公園	高生 7		
6	滝のさと自然公園	岩井 1000	55-5250	
飯岡地域				
7	いいおかふれあいスポーツ公園	横根 3550		
8	三川ふれあい公園	三川 3719-4		
干潟地域				
9	県総合スポーツセンター東総運動場	清和乙 621	68-1061	

3. 津波避難拠点

No.	避難施設名	所在地	土地 標高 (m)	避難地	GL から (m)	建物 標高 (m)	構造	沿岸と の距離 (km)	収容※1 人数
津波避難ビル等									
1	飯岡小学校	飯岡 2020-1	6.7	本(北)校舎 3階以上	8.3	15.0	RC3階	約 0.3	1,400
2	下永井団地	飯岡 3491	6.4	住宅2階以上	3.6	10.0	RC4階	約 0.3	80
3	飯岡避難タワー	飯岡 2164-1	3.9	津波避難タワー	10.0	13.9	鉄骨	約 0.14	100
4	いいおか 潮騒ホテル	萩園 1437	4.7	宿舎屋上	11.0	15.7	RC3階	約 0.05	600
5	双葉団地A	萩園 1243-7	6.0	住宅3階以上	6.2	12.2	RC4階	約 0.2	120
6	いいおか保育所	萩園 1752-1	7.0	園舎屋上	7.4	14.4	RC2階	約 0.7	300
7	三川小学校	三川 4643	6.1	特別教室棟 2階以上	4.4	10.5	RC2階	約 0.5	1,000
8	三川避難タワー	三川 5885-2	4.6	津波避難タワー	8.0	12.6	鉄骨	約 0.15	100
9	矢指小学校	椎名内 1278	6.1	体育館2階※2	4.9	11.0	RC1階	約 1.0	120
10	日の出山公園	椎名内 3881	6.0	築山頂上部	7.0	13.0	築山	約 1.0	500
11	矢指避難タワー	椎名内 1173-2	3.1	津波避難タワー	10.0	13.1	鉄骨	約 0.4	100
12	富浦小学校	中谷里 3383-2	6.0	管理教室棟 2階以上	4.1	10.1	RC2階	約 1.6	1,050

4 防災資源

No.	避難施設名	所在地	土地 標高 (m)	避難地	GL から (m)	建物 標高 (m)	構造	沿岸と の距離 (km)	収容 ^{※1} 人数
13	かんぽの宿旭	仁玉 2280-1	4.1	宿舎3階以上	8.9	13.0	SRC10階	約0.1	1,000
14	富浦避難タワー	神宮寺 1797-5	3.6	津波避難タワー	9.0	12.6	鉄骨	約0.28	100
津波避難場所									
1	上永井公園	上永井 1309-1	65.9					約0.1	
2	塙高台	古城坂 ルート	38.7					約1.1	
3	横根高台	横根坂 ルート	52.8					約1.4	
4	飯岡中学校	横根 3746	7.6	校舎屋上 ^{※3}	8.4	16.0	RC2階	約1.0	1,500
5	三川高台	恵天堂坂 ルート	59.1					約2.1	
6	海上公民館	高生 1	8.0				SRC2階	約3.6	
7	旭中央病院附属 看護専門学校	イの 1182	7.7				RC5階	約2.6	
8	中央小学校	ハの 74	8.4				RC3階	約2.9	
9	第一中学校	ハの 2304	7.8				RC4階	約2.6	
10	第二中学校	ニの 2510-1	6.6				RC3階	約3.4	
11	豊畠小学校	井戸野 2738	6.5				RC2階	約1.3 ^{※4}	

※1 収容人数は一時滞在が可能な人数のこと、指定避難所における長期滞在の収容人数とは異なる。

※2 体育館2階のミーティングルーム及びギャラリー(館内の両脇などにある上部通路のこと)を対象とする。

※3 飯岡中学校は津波浸水想定区域外であるが、屋上部分への津波避難が可能なため、建物標高及び屋上部分の一時収容人数を示す。

※4 河川からの距離である。

4. 指定避難所

No.	施設名	上段：所在地 下段：電話番号	指定緊急避難場所				収容対象区域の目安
			地 震	津 波	風 水 害	高 潮	
旭地域							
1	中央小学校	ハの 74 62-0142	○	○			網戸、塙前、街道、仲町、新町、新田、東町、瀬道
2	第二中学校	ニの 2510-1 62-0049	○	○			田町、袋、宿天神
3	総合体育館	ニの 5491 64-1101	○		○		新川、馬場若衆内
4	第一中学校	ハの 2304 62-0159	○	○			十日市場岡、仁玉岡
5	干潟小学校	鎌数 9508 62-2502	○				干潟小学校区全域
6	矢指小学校	椎名内 1278 62-0734	○	○		○	矢指小学校区全域
7	富浦小学校	中谷里 3383-2 62-2700	○	○	○		富浦小学校区(仁玉岡を除く)
8	豊畠小学校	井戸野 2738 62-2581	○	○			豊畠小学校区全域
9	共和小学校	新町 771 62-0179	○				共和小学校区全域
10	琴田小学校	琴田 2864-1 62-0876	○				琴田小学校区全域、琴田沖

4 防災資源

No.	施設名	上段：所在地 下段：電話番号	指定緊急避難場所				収容対象区域の目安
			地 震	津 波	風 水 害	高 潮	
海上地域							
11	海上公民館	高生 1 55-2566	○	○	○		大間手、広原、蛇園
12	海上中学校	高生 77 55-2150	○	○	○		海上公民館が収容力不足になった際に開設
13	嚙鳴小学校	高生 3610 55-2161	○				高生、後草、琴田、高見台団地
14	鶴巻小学校	蛇園 5533 55-2240	○		○		見広、倉橋
15	海上キャンプ場体 育館	岩井 1000 55-5250	○		○		岩井、松ヶ谷
16	滝郷小学校	清滝 821 55-3009	○		○		清滝、幾世
飯岡地域							
17	飯岡小学校	飯岡 2020-1 57-2048	○	○	○	○	上永井、南町、永井岡、東町、西上町、西下 町、横根東浜、本町、川端町、小網町、広網 町、大崎町、八軒町、並木町、飯岡岡、行内
18	三川小学校	三川 4643 57-2072	○	○		○	曾根、目那、犬林、上宿、後、下宿、三川 浜、県営住宅
19	飯岡保健・福祉セ ンター（旭市保健 センター）	横根 3520 57-3113	○		○		横根岡、横根西浜、萩園、双葉町、平松岡、 平松浜（津波避難の際は飯岡中学校へ避難）
20	飯岡中学校	横根 3746 57-2119	○	○			横根岡、横根西浜、萩園、双葉町、平松岡、 平松浜
21	塙新町区民館	塙 2745 57-2994	○		○		塙新町、塙東町、塙西町
干潟地域							
22	萬歳小学校	萬歳総堀番外 1 68-2027	○				萬歳 2、3、4、関戸区
23	萬歳地区多目的研 修センター	櫻井 123-1 68-4000	○		○		萬歳 1、溝原、櫻井区
24	干潟中学校	入野 2170 68-2456	○				中 1、2、10、11 区、松沢区
25	ふれあいセンター	入野 1355-1 68-4899	○				中 3、4 上、4 下、5、6 区
26	ひかた市民センタ ー	南堀之内 10 68-2111	○		○		中 7、8、12 区
27	古城小学校	鎌木 2699 68-2421	○		○		西 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12 区
28	コミュニティセン ター	萬力 2231 68-4655	○				西 13、14、15、16、17、18 区

5. 福祉避難所

No.	名称	住 所	電 話	備 考
1	特別養護老人ホーム東総園	イの 1326	63-5343	国保旭中央病院
2	特別養護老人ホームやすらぎ園	イの 3925-2	63-9011	旭福祉会
3	恵天堂特別養護老人ホーム	蛇園 2532	55-3100	愛仁会
4	特別養護老人ホーム東風荘	三川 6301-6	57-6110	東風会
5	特別養護老人ホーム白寿園	清和乙 20-1	68-3311	李白会
6	社会福祉法人ロザリオの聖母会	野中 4017	60-0600	ロザリオの聖母会

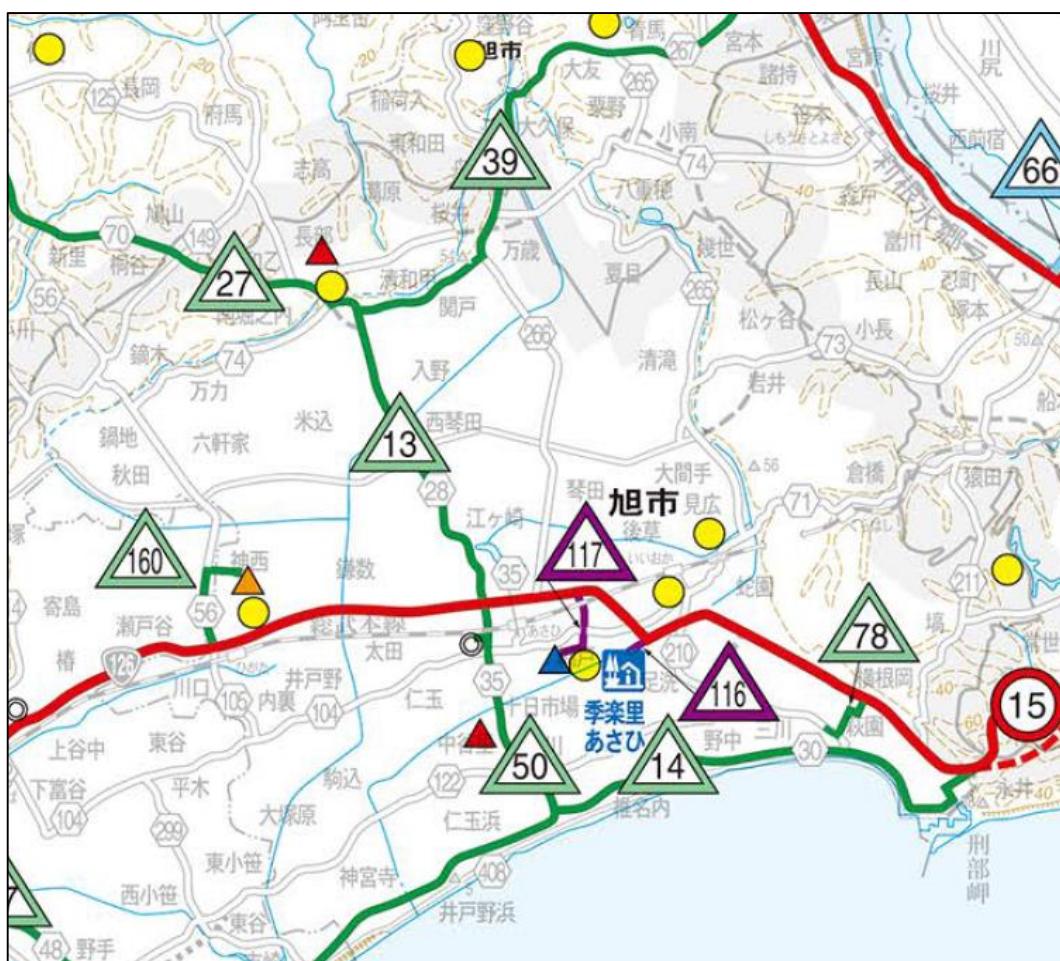
4 防災資源

資料4－2 防災備蓄倉庫設置状況

(令和3年12月現在)

No.	種類	名称	場所	所在地
1	拠点倉庫	旭防災備蓄倉庫	青年の家南側	旭市ニの 5106-1
2		海上防災備蓄倉庫	旧海上庁舎	旭市高生 1
3		旭中央防災備蓄倉庫	旭文化の杜公園	旭市ニの 2170
4		飯岡防災備蓄倉庫	旧飯岡庁舎	旭市萩園 1800
5		干潟防災備蓄倉庫	ふれあいセンター	旭市入野 1355-1
6	地区倉庫	防災備蓄倉庫（コンテナ型）	中央小学校	旭市ハの 74
7		防災備蓄倉庫（コンテナ型）	琴田小学校	旭市琴田 2864-1
8		防災備蓄倉庫（コンテナ型）	干潟小学校	旭市鎌数 9508
9		防災備蓄倉庫（コンテナ型）	富浦小学校	旭市中谷里 3383-2
10		防災備蓄倉庫（コンテナ型）	矢指小学校	旭市椎名内 1278
11		防災備蓄倉庫（コンテナ型）	共和小学校	旭市新町 771
12		防災備蓄倉庫（コンテナ型）	豊畑小学校	旭市井戸野 2738
13		防災備蓄倉庫（コンテナ型）	第一中学校	旭市ハの 2304
14		防災備蓄倉庫（コンテナ型）	第二中学校	旭市ニの 2510-1
15		防災備蓄倉庫（コンテナ型）	旭スポーツの森公園	旭市ニの 5491
16		防災備蓄倉庫（コンテナ型）	飯岡小学校	旭市飯岡 2020-1
17		防災備蓄倉庫（コンテナ型）	三川小学校	旭市三川 4643
18		防災備蓄倉庫（コンテナ型）	嚙鳴小学校	旭市高生 3610
19		防災備蓄倉庫（コンテナ型）	萬歳小学校	旭市萬歳総堀番外 1
20		防災備蓄倉庫（コンテナ型）	滝郷小学校	旭市清滝 821
21		防災備蓄倉庫（コンテナ型）	古城小学校	旭市鏑木 2699
22		防災備蓄倉庫（コンテナ型）	干潟中学校	旭市入野 2170
23		防災備蓄倉庫（コンテナ型）	鶴巻小学校	旭市蛇園 5533
24		防災備蓄倉庫（コンテナ型）	飯岡中学校	旭市横根 3746
25		防災備蓄倉庫（物置型）	日の出山公園	旭市椎名内 3881
26		防災備蓄倉庫（客席下）	総合体育館	旭市ニの 5491
27		防災備蓄倉庫（コンテナ型） (旭市保健センター)	飯岡保健・福祉センター (旭市保健センター)	旭市飯岡 3520

資料4-3 緊急輸送道路分布図



凡　例				
緊急輸送道路	道　路　種　別		ル　ト	ルート番号
	高規格幹線道路等		信用	○
	一般国道(指定)		計画	○
	一般国道(指定外)		信用	○
	県　道　等		計画	○
	有　料　道　路		○	○
	一般国道、県道等		○	△
	2次路線		○	△
	有　料　道　路		○	△
	市・町　道　等		○	△
設　　施	3次路線		○	□
	港　　湾		○	●
	漁　　港		○	■
	空　　港		○	●
	自衛隊基地等		○	●
防　災　拠　点	主なヘリコプター臨時離着場適地		○	○
	市　役　所		○	○
	役　場・区　役　所		○	○
	広域防災拠点(救援部隊)		○	▲
	災害拠点病院		○	▲
	広域物資拠点		○	▲
	広域災害ボランティアセンター		○	▲
道　の　駅				

※同一箇所で複数の機能を持つ場合は「広域防災拠点(救援部隊)」の凡例とする(但し自衛隊は除く)。

図番号	路線名	
1次路線		
○15	一般国道 126 号	
2次路線		
△13	県道 28 号線	旭小見川線
△14	県道 30 号線	飯岡一宮線
△27	県道 70 号線	大栄栗源干潟線
△39	県道 74 号線 県道 266 号線	多古笹本線 旭笹川線
△50	県道 35 号線	旭停車場線
△78	県道 122 号線	飯岡片貝線
△116	旭市道 1-059 号線	
△117	旭市道 1-058 号線他	
△160	県道 56 号線	佐原椿海線

※千葉県緊急輸送ネットワーク図（令和3年3月）より抜粋

4 防災資源

資料4－4 応急仮設住宅建設候補地一覧

番号	候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	土地 所有者	仮設住宅 建設可能 区域面積	建設可 能戸数	戸数算 出方法	汚水等 生放流 可否	消防 水利 有無
1	工業団地第一公園	鎌数 9163-29	市有地	3,000 m ²	29戸	配置図	否	有
2	工業団地第二公園	鎌数 7080-31	市有地	6,290 m ²	62戸	配置図	否	有
3	旭文化の杜公園 ふれあい広場	ハ 371-1	市有地 (一部借 地あり)	6,100 m ²	53戸	配置図	可	有
4	旭文化の杜公園	ニ 2172-1	市有地	16,000 m ²	150戸	配置図	可	有
5	仁玉コミュニティ 広場	仁玉 41-1	市有地	6,600 m ²	48戸	配置図	否	有
6	いいおかふれあい スポーツ公園	横根 3550	市有地	14,747 m ²	145戸	配置図	否	有
7	海上野球場	蛇園 2464	市有地	10,210 m ²	90戸	配置図	否	有
8	干潟さくら台 野球場	さくら台 1-18	市有地	8,300 m ²	77戸	配置図	否	有
9	長熊スポーツ公園	萬力 3566-3	市有地	8,440 m ²	77戸	配置図	否	有
			計	79,687 m ²	731戸			

5 災害対策要領

資料5－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(令和2年4月現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 福祉避難所（高齢者等の配慮を要するものに供与する避難所）を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 基本額 1戸当たり5,714,000円以内 ○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 当該地域の実情等に応じた額とする。	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間は原則2年以内	1 費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等、一切の経費とする。 2 原則として土地借料は含まれない。 3 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 4 平均1戸当たり 5,714,000円以内であればよい。 5 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる）。 6 福祉仮設住宅（高齢者等の配慮を要する複数のものに供与する施設）を建設型仮設住宅として設置できる。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

5 災害対策要領

救助の種類	対象	費用の限度額		期間	備考		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全 壊	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
全 焼	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半 壊	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
半 焼	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
床上浸水							
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産をする状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		分娩した日から7日以内	妊娠等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の検索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
被災住宅の応急修理	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷(以下、「準半壊」)を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することができ難い程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場お及び便所等日常生活に必要最小限の部分 1世帯あたり 準半壊以外 595,000円以内 準半壊 300,000円以内		災害発生の日から1ヵ月以内			

5 災害対策要領

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯	貸与できる額は、次の額以内とする。 1件当たり 生業費 30,000円 就職支度費 15,000円	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内(文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,500円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり5,400円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第143条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第1条から第15条までに掲げる経費と法第5条3項に要した額及び法第19条に要した額並びに令第8条に定めるところにより算	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む

5 災害対策要領

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内 1 3千万円以下の部分の金額については100分の10 2 3千万円を超える6千万円以下の部分の金額については100分の9 3 6千万円を超える1億円以下の部分の金額については100分の8 4 1億円を超える2億円以下の部分の金額については100分の7 5 2億円を超える3億円以下の部分の金額については100分の6 6 3億円を超える5億円以下の部分の金額については100分の5 7 5億円を超える部分の金額については100分の4		
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	日当 1人1日当たり 医師、歯科医師 24,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,100円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,800円以内 救急救命士 13,700円以内 土木技術者、建築技術者 14,200円以内 大工 24,500円以内 左官 26,100円以内 とび職 26,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

5 災害対策要領

資料5－2 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年3月15日
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する災害（以下「自然災害」という。）により死亡した千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）第3条第1項第10号に掲げる事務を共同処理する団体（以下「共同処理団体」という。）の住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた共同処理団体の住民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた共同処理団体の世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて規定するものとする。

(災害弔慰金の支給)

第2条 組合は、次の各号に掲げる災害により死亡した者（当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であった者に限る。以下同じ。）の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

（1）法に基づく政令（以下「政令」という。）第1条の災害

（2）前号に規定する災害以外の自然災害

(遺族の範囲及び順位)

第3条 前条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

（1）配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届手をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。以下同じ。）、子、父母、孫及び祖父母で災害により死亡した者の死亡当時主としてその者の収入によって生計を維持していた者

（2）配偶者、子、父母、孫及び祖父母で前号に該当しない者

2 前項に掲げる者が災害弔慰金を受ける順位は、前項各号の順位により、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫及び祖父母の順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前項の規定により難いときは、前項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうちで組合長が適当と認める者を第1順位者として災害弔慰金を支給することができる。

4 災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上ある場合には、その1人に対して支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第4条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第6条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(災害による死亡の推定)

第5条 自然災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後3月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

(災害障害見舞金の支給)

第6条 組合は、第2条に規定する災害により共同処理団体の住民（当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であった者に限る。以下同じ。）が負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金を支給する。

(災害障害見舞金の額)

第7条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった當時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合

5 災害対策要領

にあっては 125 万円とする。

(支給の制限)

第8条 災害弔慰金及び災害障害見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡又は当該障害者の負傷若しくは疾病が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 政令第2条及び第2条の3に規定する事由に該当する場合

(3) 災害に際し、市町村の長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市町村の長が支給を不適当と認めた場合

(認定等)

第9条 共同処理団体の長は、調査により判明した事実に基づき、第2条に規定する災害による死亡が発生したと思料するに至った場合又は第6条に規定する障害者に該当すると思料するに至った場合は、速やかにその旨を組合長に報告しなければならない。

2 組合長は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその死亡又は障害が第2条又は第6条に規定する災害によるものであるかどうか及び前条の規定の適用について認定しなければならない。

3 組合長は、第2条に規定する災害による災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給に当たり、自然災害による死亡等であるか否かの判定が困難な場合には、専門的見地から自然災害との相当因果関係等を審査するため、千葉県市町村総合事務組合災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞くものとする。

(審査会)

第10条 組合に審査会を設置する。

2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者その他組合長が適当と認める者のうちから組合長が委嘱する。

4 委員の任期は、委嘱の日から4年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会に会長を置く。

6 会長は、組合長が指名する委員をもって充てる。

7 会長は、審査会を代表し、会務を統括する。

8 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

9 審査会は、必要があると認める場合には、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

10 審査会は、必要があると認める場合には、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

11 前項の場合において、共同処理団体が資料の提出、意見の開陳を求められたときは、速やかに資料を提出し、また意見を開陳し、その他必要な協力を求められたときは、これに協力しなければならない。

12 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

13 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(災害援護資金の貸付け)

第11条 組合は、千葉県内において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が行われた場合において、当該同一の自然災害により被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、第1号及び第2号に掲げる被害にあっては同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは690万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額、第3号に掲げる被害にあっては1,270万円に満たないものの住民である世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

(1) 療養に要する期間が1月以上である世帯主の負傷

(2) 住民又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（次号に掲げ

5 災害対策要領

る場合を除く。)

(3) 住居の滅失

(災害援護資金の限度額等)

第12条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 世帯主の負傷の場合 150万円

ロ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)があった場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があった場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250万円

ニ 住居の全体が滅失した場合 350万円

(3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 1災害について、前項の被害の2以上の事由に該当する場合における貸付限度額は、その該当する被害に対応する貸付限度額のうち、いずれか高い額とする。

3 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(政令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利息)

第13条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は前条に規定する据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帶して債務を負担するものとし、その保証債務は、第16条の規定による違約金を含するものとする。

(償還等)

第14条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 債還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況の報告等については、法第16条の規定によるものとする。

(一時償還)

第15条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠つたときは、第12条の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第16条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金につき、年5パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還金の支払猶予)

第17条 組合長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第12条の規定にかか

5 災害対策要領

わらず、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第14条第3項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(償還の免除)

第18条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第14条第3項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

(補則)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

<中略>

附 則（令和元年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 6 両上肢の用を全廃したもの
- 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

5 災害対策要領

資料5－3 旭市災害見舞金支給要綱

平成17年7月1日

告示第17号

改正 平成24年7月6日告示第115号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の住民基本台帳に記録されている者（以下「住民」という。）が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けるに至らない災害を受けた場合に、被災住民に対し災害見舞金を支給し、もって被災住民の更生意欲の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波及びその他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により生ずる被害をいう。

(災害見舞金の支給範囲)

第3条 市長は、住民が次の各号に掲げる災害を受けた場合に、その世帯又は遺族に対し災害見舞金を支給する。

- (1) 住家の全壊若しくは半壊又は全焼若しくは半焼
- (2) 死亡又は行方不明

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、災害見舞金を支給することができる。

(災害見舞金の支給額)

第4条 災害見舞金は、被害の状況に応じ別表に定める額を支給する。

(調査)

第5条 市長は、災害が発生したときは、旭市消防本部及び関係諸機関と緊密な連絡を取り被害の状況を調査し、旭市災害調査書（別記様式）を作成する。

(支給決定)

第6条 市長は、前条の規定により作成した旭市災害調査書により、災害見舞金支給の可否を決定する。

(適用除外)

第7条 災害見舞金は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 旭市が災害救助法の適用を受けたとき。
- (2) 被害住民が故意又は重大な過失により、住家を全壊、半壊、全焼、半焼、又は死亡、行方不明となつたとき。
- (3) 住家として使用していない建物に災害を受けたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の旭市火災見舞金支給要綱（昭和54年旭市告示第16号）又は飯岡町災害見舞金支給要綱（平成2年飯岡町告示第44号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年7月6日告示第115号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

5 災害対策要領

別表(第4条関係)

被害の状況		災害見舞金額
住家の全壊又は全焼		1世帯 50,000円
住家の半壊又は半焼		1世帯 20,000円
死亡又は行方不明	主たる生計維持者	30,000円
	その他の者	1人 20,000円
上記以外の場合で市長が特に必要と認めるとき		10,000円

別記様式 (略)

6 東海地震に係る周辺地域としての対応計画（参考）

気象庁では、平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用を開始したため、「東海地震に関する情報」の発表を行っていない。

そのため市では、国や県等から、東海地震に特化した情報があった場合、地震・津波編に準じ、従前から整備してきた計画は参考とする。

第 1 章 総則

第 1 節 計画策定の趣旨

昭和 53 年 6 月 15 日に大規模地震対策特別措置法が制定され、同年 12 月 14 日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい被害が生ずるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和 54 年 8 月 7 日、東海地震が発生した場合に木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度 6 以上と予想される地域が「強化地域」として指定された。平成 13 年度には、東海地震の震源等が再検討され、震度 6 弱以上又は発生から 20 分以内に大津波が来襲する市町村が強化地域として指定された。

本市は、この強化地域には含まれていないが、東海地震に係る強化地域の周辺地域として、局地的には被害の発生が予想されるほか、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されるところである。

このため、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生の際にも被害を最小限にとどめることを目的として、地域防災計画地震・津波編の附編として本計画を策定する。

第 2 節 基本方針

第 1 計画の目的

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、以下の措置を講じることにより、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な防災措置等

なお、本計画は、各機関が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本とするが、個別に対応が異なる計画事項については、その基本的考え方を示す。

第 2 計画の範囲

本計画の範囲は、原則として警戒宣言が発せられた時点から、地震発生（又は発生のおそれがなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間ににおける防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急対策、復旧・復興対策は、地震・津波編「第 2 章 災害応急対策計画」及び「第 3 章 災害復旧・復興計画」にて対処する。

第 3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

6 参考

- (1) 東海地震が発生した場合の震度は、震度5強以下と想定する。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生の予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。
なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置する。

第4 計画の実施

本市は、強化地域外であり大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

第5 計画の位置づけ

本計画は、「地震・津波編」の附編として位置づける。なお、事前に行う措置は、「第1章 災害予防計画」に準ずる。

第6 業務の大綱

市が実施する業務の大綱は次のとおりである。

- (1) 防災会議及び災害対策本部の設置運営に関すること
- (2) 東海地震対策の連絡調整に関すること
- (3) 東海地震に係る予防、応急対策に関すること
- (4) 地震予知情報等の受理、伝達に関すること
- (5) 広報、教育、防災訓練に関すること
- (6) 消防、水防対策に関すること
- (7) 市が管理又は運営する施設対策に関すること
- (8) 例外措置としての住民避難に関すること

第7 東海地震関連情報と基本的な対応措置

東海地震関連情報の種類と基本的な対応措置は、次のとおりとなっている。市は、それぞれの情報に応じ、県に準じた体制をとる。

〈東海地震関連情報と対応〉

情報名		発表する基準	強化地域での対応	市の防災体制
東海地震に関連する調査情報（カラーレベル青）	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表		
	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表	特に対策はしない。	通常の体制で対応する。
東海地震注意情報（カラーレベル黄）		観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合	情報収集、行動自粛などの混乱防止措置 気象庁において判定会を開催	警戒配備
東海地震予知情報（警戒宣言が含まれる）（カラーレベル赤）		東海地震の発生のおそれがあると判断した場合 (東海地震予知情報を解除する場合)	警戒宣言の発令 交通規制、児童生徒の帰宅措置、列車の運転規制など	非常配備

第2章 東海地震関連情報の発表から警戒宣言までの広報

第1節 東海地震注意情報の伝達

第1 東海地震注意情報の伝達

1. 伝達経路

市（総括班、消防本部）及び防災関係機関は、県等から東海地震注意情報の通報を受けたときは、出先機関、住民等へ直ちにその旨を伝達する。

2. 伝達方法

- (1) 市（総括班）は、県から東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちにその旨を各部及び防災関係機関、団体等に対して伝達する。
- (2) 市（各班）は、東海地震注意情報の通知を受けたときは、所管業務上必要な関係機関及び施設に伝達する。
- (3) 市（総括班、消防本部、消防団）は、住民に対して防災行政無線及び広報車等により、東海地震注意情報が発表されたことを伝達する。

3. 伝達事項

市（総括班）及び防災関係機関は、以下の事項を住民等に伝達する。

- (1) 東海地震注意情報
- (2) 警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること
- (3) その他必要と認める事項

第2節 活動体制の準備

第1 市の活動体制

市は、東海地震注意情報が発表された場合、警戒配備をとり必要な職員を動員し、関係各防災機関の協力を得ながら次の事項について所掌する。

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報その他防災上必要な情報の収集伝達
- (2) 社会的混乱防止のため必要な措置
- (3) 県、他市町村、防災関係機関との連絡調整

第2 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、次の体制をとる。

機 関	体 制
警察署	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害警備対策室の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達
陸上自衛隊第1空挺団	<ol style="list-style-type: none"> (1) 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 (2) 県災害対策本部に連絡班を派遣し、連絡・調整を実施する。
東日本電信電話株式会社千葉支	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制とする。

6 参考

機 門	体 制
店	(1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 (4) 電話利用の自粛等の広報活動
株式会社N T T ドコモ千葉支店	次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置
東日本旅客鉄道 株式会社	(1) 地震防災対策本部の設置 東海地震注意情報を受けたときは、支社、地区指導センター長及び現機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発せられた場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 (2) 夜間、休日等において地震対策の関係者は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。
その他各防災関 係機関	要員を確保し、待機体制をとる。

第3節 広報活動

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場において混乱発生のおそれが予想される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、県、警察等へ緊急連絡を行う。

日本放送協会千葉放送局、株式会社ニッポン放送、千葉テレビ放送株式会社、株式会社ベイエフエムは非常配備体制をとり、通常番組を中断して地震関係の報道を行う。

第4節 混乱の防止

各防災関係機関は、混乱を防止するため、次の対策を実施する。

機 閣	体 制
県	各防災機関の協力を得て次により対応する。 (1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 (2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整・実施及びその推進を図る。 (3) その他必要な事項
警察署	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 (1) 警戒警備等、必要な措置をとる。 (2) 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。
東日本電信電話 株式会社千葉支 店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるため、次の措置をとる。 (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

6 参考

機 門	体 制
株式会社N T T ドコモ千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるため、次の措置をとる。 (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラブル状況に応じた利用制限を行う。
東日本旅客鉄道 株式会社	東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて次により対応する。 (1) 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。 ア 東海地震注意情報を受けたときは、強化地域に進入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 イ 当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 ウ 東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。 エ 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。 オ 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。 (2) 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。 (3) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (4) 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。 (5) 状況により警察官の応援要請をする。

第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制

第1 市の活動体制

1. 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられた場合は、県に準じて災害対策本部を設置し、非常配備をとる。

2. 所掌業務

市災害対策本部の業務は以下のとおりとし、必要な組織を編成する。

- (1) 警戒宣言等各種情報の収集・伝達
- (2) 社会的混乱の防止に係る施策の決定
- (3) 各防災関係機関との連絡調整
- (4) 防災行政無線及び広報車等による住民への情報提供
- (5) その他必要な事項

第2 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。

6 参考

機 関	体 制
警察署	(1) 災害警備本部の設置 (2) 警備要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達等
陸上自衛隊 第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話 株式会社千葉支店	(1) 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
株式会社NTTドコモ千葉支店	(1) 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
東日本旅客鉄道 株式会社	(1) 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。 (2) 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。 (3) 駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。
その他の防災関係 機関	(1) 各防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、県及び市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。 (2) 各防災関係機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

第1 警戒宣言の伝達

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達は、次のとおりとする。

1. 伝達事項

市（総括班）及び防災関係機関は、以下の事項を住民等に伝達する。

- (1) 東海地震予知情報、警戒宣言
- (2) 必要な活動体制及び緊急措置をとること

2. その他必要と認める事項伝達方法

- (1) 市（総括班）は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、直ちにその旨を各部

6 参考

及び防災関係機関、団体等に対して伝達する。

- (2) 市(各班)は、警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けたときは、所管業務上必要な関係機関及び施設に伝達する。
- (3) 市(消防本部、消防団)は、住民に対して防災行政無線及び広報車等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

3. 伝達事項

警戒宣言が発せられたときの伝達事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容
- (2) 市への影響予測
- (3) 各機関がとるべき体制
- (4) その他の必要事項

〈警戒宣言発令時の信号〉

警鐘	(5点)	(5点)	
	●—●—●—●—●	●—●—●—●—●	
サイレン	(約45秒)	(間隔15秒)	(約45秒)

※警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。

※必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

第2 警戒宣言時の広報

市(総括班、秘書広報班)は、警戒宣言が発せられた場合、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるため、これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

なお、各防災関係機関の現場において混乱発生のおそれが予測されるときは、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた災害対策本部及び各防災関係機関は、必要な情報を速やかに住民、各事業所等に対し周知を図るための広報を行う。

第3節 警備対策

警察署は、警戒宣言が発せられた場合、警備本部を設置して警備活動を行う。

第1 基本的な活動

- (1) 警備要員の招集及び召集
- (2) 避難の指示、警告又は誘導
- (3) 警備部隊の編成及び事前配置
- (4) 通信機材・装備資機材の重点配備
- (5) 補給の準備
- (6) 通信の統制
- (7) 管内状況の把握
- (8) 交通の規制
- (9) 広報

第2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

1. 警備部隊の事前配置

- (1) 人の集中が予想される場所
- (2) 交通規制・迂回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
- (3) 災害危険場所
- (4) その他必要と認める場所

2. 広報

- (1) 広報内容
 - ア 警戒宣言の内容及び関連する情報
 - イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置
 - ウ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況
 - エ その他民心の安定を図るために必要な情報
- (2) 広報手段
 - ア パトロールカー、広報車等の警察車両
 - イ 警察用航空機等による広報
 - ウ 警察署、交番等の備付け拡声器による広報
 - エ 報道機関、防災関係機関への情報提供

第4節 水防・消防対策

第1 消防対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して以下の事項を基本として対応措置を講じる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達（総括班、消防本部）
- (2) 火災・水害等防除のための警戒（土木班、食料班、消防本部）
- (3) がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備（総括班、土木班、消防本部）
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報（総括班、消防本部、消防団）
- (5) 区（自治会）等の防災活動に対する指導（総括班、消防本部、消防団）
- (6) 資機材の点検整備の実施（消防本部、消防団）

第2 水防対策

県（海匝土木事務所）及び市（消防本部、消防団）は、土地改良区、関係機関等と連携して以下の措置を講じる。

- (1) 水防要員を確保する。
- (2) 重要水防箇所及び水門、内水排除施設等の点検を実施する。

第5節 交通・公共輸送対策

第1 警察の交通対策

警察は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、以下の措置を行

う。

- (1) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
 - (2) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務
- これらの交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。
- なお、本市付近では、佐原香取 I C、松尾横芝 I C が指定検問場所となっている。

第2 道路管理者の対策

警戒宣言が発せられた場合、市及び海匝土木事務所は、緊急点検巡回を行い道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い対策の一本化に努める。

(1) 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害が発生するおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡回を実施する。

(2) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

第3 鉄道の措置

東日本旅客鉄道株式会社は、公共輸送機能を極力維持するとともに、駅における混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、運行中の列車や駅の乗客に対して以下のとおり対応措置を講じる。

第4 警戒宣言の伝達

駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、乗客の協力が得られるよう努める。運転中の列車は、車掌が車内乗客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、乗客の動揺や混乱防止に努める。

第5 混乱防止

各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

第6 列車の運転規制

警戒宣言が発せられた場合、総武本線は速度規制を行う。

第7 主要駅の対応措置

駅では、乗客の安全を図るため、以下の措置を講じる。

- (1) 乗客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、乗客の沈静化に努める。
 - (2) 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、乗客の迂回誘導、一方通行等を早めに行う。
 - (3) 乗客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。
- なお、強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。さらに、状況によりすべての乗車券類の発売を停止する。

第4 バス、タクシー等の措置

千葉県バス協会、千葉県タクシー協会加盟各社は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を確保する。

第6節 上下水道・電気・都市ガス・通信対策

第1 上水道対策

1. 基本方針

市は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常どおりの供給を継続することを基本として対策を実施する。

また、住民・事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

2. 人員の確保、資機材の点検整備等

(1) 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、管工事業協同組合等との連絡協力体制について確認する。

(2) 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

3. 施設の保安措置等

(1) 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

(2) 净水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

(3) 净水場、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民・事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

(4) 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

4. 広報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として、次のとおり広報活動を実施する。

(1) 広報内容

ア 通常の供給が維持されていること

イ 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること

① 飲料水の汲み置きは、ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。

② 生活用水の汲み置きは、浴槽等を利用し貯水する。

③ その他、汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講ずる。

ウ 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制

(2) 広報手段

ア 報道機関への放送依頼

イ 広報車等による広報

ウ 水道工事店の店頭掲示等

エ ホームページによる広報等

オ 防災行政無線

第2 下水道対策

市は、次の対策を実施する。

1. 施設等の保安措置

6 参考

- (1) 旭市浄化センター及び旭中央汚水ポンプ場等の運転管理について、委託業者との連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。
- (2) 工事現場は中止し、現場の保安措置を講ずるとともに、応急資機材の点検、整備を行う。

第3 電気対策

1. 基本方針

東京電力パワーグリッド株式会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

2. 人員の確保、資機材の点検整備

東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に備えるとともに、緊急復旧資機材の確保に努める。

3. 施設の予防措置

東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関して、特別巡回及び特別点検等、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講ずる。

4. 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

(1) 広報内容

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと
- イ 断線、電柱の倒壊折損を発見した場合には絶対に手を触れず、コンタクトセンターへ通報すること
- ウ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと
- エ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを必ず切ること
- オ その他必要な事項

(2) 広報手段

- ア ホームページや報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報
- イ 広報車等による広報

第4 都市ガス対策

1. 基本方針

総武ガス株式会社は、地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るために応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

2. 人員の確保、資機材の点検整備等

(1) 人員の確保

- ア 勤務時間内
社内放送等により社員に伝達するとともに、社屋外の社員は無線、ラジオ、テレビ等で警戒宣言を覚知した時点で帰社し、地震災害警戒本部に従う。
- イ 勤務時間外
伝達経路に従い、電話等で情報を受けた場合は、所属課所又はあらかじめ指示された箇所に出動し、地震災害警戒本部の指示に従う。
なお、ラジオ、テレビ等で警戒宣言の発令を覚知した場合、動員は自動に発せられたものとする。
- ウ 工事会社関係

6 参考

当社の指示により動員を行い、警戒体制に入る。供給所、主要バルブ及び主要整圧器の巡視点検を行うとともに、要員を配置する。

(2) 緊急用工具・資機材及び車両の点検準備

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

- ア 初動措置に必要な車両を確保し配置するとともに、緊急用工具・資機材を点検準備する。
- イ 非常用の食料、飲料水、医薬品等を手配、準備する。

3. 施設の保安装置

(1) 連絡網の確認及び統制

無線、電話等の連絡網を確認し、日常作業の交信を制限する。

(2) 施設の巡視、点検

- ア ガス供給施設（あらかじめ緊急指定したもの）の巡視、点検を行う。
- イ 主要バルブ、主要整圧器の巡視、点検を行う。

(3) 工事等の作業の中止と安全装置

警戒宣言発令後、社員、工事会社作業員及びサービス店作業員は、需要家又は地先における作業を中止し、工事による事故防止措置をとる。

4. 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問合せに対応できる受付体制を整える。

また、特定地下室等及び第一種保安物件に係る需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応について確認する。

(1) 広報内容

- ア 引き続きガスを供給していること
- イ ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱い方法
- ウ 例外的に避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法
- エ 地震が発生し、ガスの供給が停止された場合の注意

(2) 広報手段

- ア 広報車により、直接需要家に呼びかける。
- イ 関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

第5 通信対策

1. 東日本電信電話株式会社千葉支店

警戒宣言の発令に当たり、情報が正確かつ迅速に伝達され、防災対策上有効に機能されるよう防災機関等の重要通信を確保するとともに、住民に大きな支障をきたさないことを基本として対処する。

(1) 要員の確保等

必要な要員を確保し、各地域支店は、情報連絡室を設置する。

(2) 資機材の点検、確認等

予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬型無線基地局装置、可搬無線機、移動無線機、応急ケーブル等災害復旧用資機材等の点検、確認を行う。併せて、工事中施設の安全措置をとる。

(3) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉支店管内各地域支店は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

(4) 応急対策

ア 電話の輻輳対策

防災関係機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。

一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話からの通話は可能な限り疎通を確保する。

イ 番号案内

番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

ウ 電報

非常、緊急電報の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

エ 営業窓口

平常どおりとする。

(5) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して広報を依頼する。

2. 株式会社NTTドコモ千葉支店

(1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社千葉支店に準じる。

(2) 資機材の点検、確認等

ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ 災害復旧用資機材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全対策

(3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般加入者による家族間の連絡等の急増により、携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確認する。

イ 一般通話については集中呼による電話網の麻痺を生じさせないよう、通信状況に応じた利用制限を行う。

第7節 学校・病院・社会福祉施設対策

第1 学校等対策

市及び学校長等は、警戒宣言が発せられた場合において、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、以下のとおり対処する。

(1) 警戒宣言発令後は、学校長等は直ちに授業を中止し、児童・生徒等の下校（避難所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。

(2) 児童生徒等の下校方法については、実態に応じて以下のように定める。

ア 通学（園）路の安全を確認して集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。

イ 交通機関を利用している児童・生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。

ウ 学校等に残留し保護する児童・生徒等については、氏名等を把握し、職員は職務内容に従って対処する。

エ 保護者への連絡は通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底しておく。

オ 警戒宣言が解除されるまで臨時休校とする。

カ 学校長等は、防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年暦、校舎間等）の安全確認をし防災上改善が必要な部分について早急に必

要な措置をとる。

キ 実践的な防災計画により教職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。

ク 地域の関係機関・団体との連携を密にし対応する。

第2 病院対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、以下の事項を基本方針とし、市は、民間医療機関に対しては医師会を通じて県立病院に準じた以下の対応を要請する。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- (2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。
- (5) 建物設備の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (6) 水及び食料の確保を図る。

第3 社会福祉施設対策

社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として対応措置を講ずる。

- (1) 職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等の情報の受伝達を行う。
- (2) 応急補修、設備備品等の転倒、落下防止措置等の施設の防災点検を行う。
- (3) 出火に備え、消火器の点検、緊急貯水等を行う。
- (4) 通所（園）者、入所者等の安全確保、応急救護体制、避難スペースの確保及び食料、飲料、医薬品、衛生材料、生活物資等を確保する。
- (5) 要保護者の引き渡し
- (6) 通常の方法で保護者に引き渡す。保護者への引き渡しが済むまで乳幼児・施設利用者は各施設で保護する。
- (7) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
- (8) 引き渡し方法を、あらかじめ定め、保護者と十分な打ち合わせを行う。
- (9) その他必要な事項

第8節 避難対策

第1 警戒宣言時の措置

地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区については、住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。

なお、避難の指示の内容は、地震・津波編 第2章 第6節「第1 避難指示等」参照のこと。

- (1) 避難指示（総括班）
- (2) 避難所の確認（収容班）
- (3) 情報伝達体制の確認（総括班）
- (4) 関係機関に対する避難所開設の通知（総括班）
- (5) 避難所への職員派遣（収容班）
- (6) 要配慮者に対する援護措置（福祉班、救護班）
- (7) 給食、給水措置（食料班、給水班）

6 参考

- (8) 生活必需物資の給与（物資班）
- (9) 避難対象地区の防火・防犯パトロール（消防本部、消防団、警察署）

第2 事前の措置

本部長（市長）は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

- (1) 避難対象地区の選定（総括班）
- (2) 避難所の指定（総括班）
- (3) 避難指示体制の確立（総括班）
- (4) 情報伝達体制の確立（総括班）
- (5) 要配慮者に対する介護体制の確立（福祉班、救護班）
- (6) 住民に対する周知（総括班）

第9節 救護救援・防疫・保健活動

第1 救護救援対策

市は、旭匝瑳医師会及び旭市歯科医師会に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者等への対応に向けた準備を要請する。

第2 防疫対策

市は、海匝保健所の指示により以下の体制を整える。

- (1) 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること
- (2) 発災後、必要と思われる防疫用の器具、器材等の整備及び防疫用薬剤備蓄量の確認に関すること

第3 保健活動対策

市は、災害による健康被害を最小限にとどめ早期回復を図るため、保健活動を以下のとおり推進する。

- (1) 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・避難行動要支援者のリスト等について関係各部が協力して把握し、災害時には、医療機関の開設状況や救護活動の準備状況、避難行動要支援者の状況の把握等情報収集を行う。
- (2) なお、避難行動要支援者の把握については、プライバシーの保護に十分注意する。
- (3) 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。
- (4) 保健師の派遣の必要性について検討し、必要と判断された場合は、海匝健康福祉センター（保健所）を通じ県に派遣依頼をする。
- (5) 避難所におけるプライバシーの確保に向けた対応を実施する。

第10節 その他の対策

第1 食料、医薬品の確保

市（食料班、救護班）は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被害者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、協定業者及び医師会に対し供給準備をとるよう要請する。

第2 緊急輸送の実施準備

市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、地震・津波編 第2章「第8節 交通・緊急輸送」に準じて必要な準備を行う。

- (1) 緊急輸送車両の確保
- (2) 緊急輸送車両の確認
- (3) 関係団体による協力

第3 公共施設対策

公共施設においては、原則として、利用者等への開館、行事等の開催を自粛する。

市(公共施設を管理する各部)、各防災関係機関は、施設利用者等に協力を呼びかけるとともに、各施設における職員の役割分担等を確認し、防災設備等の点検、危険箇所の点検、危険物の保安措置等を実施する。

第4 その他

1. 税等の申告、納付等に関する措置

市は、警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、税等の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

2. 危険な動物の逃走防止

県は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

- (1) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準により、あらかじめ届け出た緊急時の措置をとる。
- (2) 動物が施設から逃走した場合には、同基準により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。

第4章 住民等のとるべき措置

本市においては、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することが予想される。市、県、各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関が全ての防災活動を行うことは不可能であり、住民、区(自治会)、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要である。

本章では、住民、区(自治会)、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

第1節 住民のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	<p>1 家や塀の耐震化を促進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 住家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 (2) ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。 <p>2 家具類の転倒、落下防止措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 (2) 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 (3) 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 <p>3 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。</p>

6 参考

	<p>(1) ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。</p> <p>(2) プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。</p> <p>(3) 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。</p> <p>(4) 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。</p> <p>4 消火器、消防用水の準備をする。</p> <p>(1) 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。</p> <p>(2) 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。</p> <p>5 非常用飲料水、食料の準備をする。</p> <p>(1) 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の飲料水 約3リットル）。</p> <p>(2) 食料は、長期保存ができる食品（米、クラッcker、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩など）を3日分程度準備しておく。</p> <p>6 救急医療品の準備をする。</p> <p>傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱に入れて準備しておく。</p> <p>また、医療機関等発行の「お薬手帳」又は「お薬説明書」類を用意しておく。</p> <p>7 生活必需品の準備をする。</p> <p>下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</p> <p>8 防災用品の準備をする。</p> <p>トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バーグ、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>9 防災講習会、訓練へ参加する。</p> <p>防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>10 家族で対応措置の話し合いをする。</p> <p>(1) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。</p> <p>(2) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合つておく。</p> <p>(3) 発災した場合の避難所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</p> <p>11 区（自治会）に積極的に参加する。</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまで	<p>1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>2 電話の使用を自粛する。</p> <p>3 自家用車の利用を自粛する。</p> <p>4 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>5 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>
警戒宣言が発せられてから地震発生まで	<p>1 警戒宣言情報を入手する。</p> <p>(1) 防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。</p> <p>(2) 県、市（消防本部）、警察等の防災関係機関の関連情報に注意する。</p> <p>2 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>(1) 家具、棚等の上の重いものをおろす。</p> <p>(2) 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。</p> <p>(3) ベランダの置物をかたづける。</p> <p>3 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。</p> <p>(1) 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。</p> <p>(2) ガス器具等の安全設備を確認する。</p> <p>(3) プロパンガスボンベの固定措置を確認する。</p>

6 参考

(4) 火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。
4 消火器、消防用水の置き場所を確認する。
5 ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。
6 非常用飲料水、食料を確認する。
7 救急医薬品を確認する。
8 生活必需品を確認する。
9 防災用品を確認する。
10 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。
11 自家用車の利用を自粛する。 (1) 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 (2) 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。
12 幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。 (1) 幼児、児童、生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。 (2) 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。
13 エレベーターの使用をさける。
14 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
15 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

第2節 区（自治会）のとるべき措置

主防災組織が結成されていない地域にあっては、区（自治会）がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

区分	とるべき措置
平常時	<p>1 組織の編成と役割を明確にする。</p> <p>2 防災知識の普及活動を行う。 (1) 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 (2) 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 (3) 地域内の消防水利を把握する。 (4) 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 (5) 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。</p> <p>3 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。</p> <p>4 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 (1) 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 (2) 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 (3) プロパンガスボンベの点検を指導する。</p> <p>5 防災資機材等を整備する。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備しておく。</p> <p>6 情報の収集、伝達体制を確立する。 (1) 市や防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。 (2) 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。</p>

6 参考

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまで	<p>1 テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。</p> <p>2 地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。</p>
警戒宣言が発せられてから地震発生まで	<p>1 区（自治会）の活動体制を確立する。</p> <p>(1) 組織編成を確認する。</p> <p>(2) 活動本部を設置する。</p> <p>(3) 役割分担を確認する。</p> <p>2 市等の防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。</p> <p>3 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける（「第1節 住民のとるべき措置」参照）。</p> <p>4 防災資機材等を確認する。</p> <p>5 幼児、児童、生徒、高齢者、病者の安全対策措置を呼びかける。</p> <p>6 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。</p>

第3節 事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <p>1 自衛防災体制の確立</p> <p>(1) 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</p> <p>(2) 組織の役割分担の明確化</p> <p>2 教育及び広報活動</p> <p>(1) 従業員の防災知識の高揚</p> <p>(2) 従業員の安否確認方法</p> <p>(3) 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修</p> <p>(4) 従業員の帰宅対策</p> <p>3 防災訓練</p> <p>災害時に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> <p>4 危険防止対策</p> <p>(1) 施設、設備の定期点検</p> <p>(2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置</p> <p>5 出火防止対策</p> <p>(1) 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</p> <p>(2) 消防水利、機材の整備点検</p> <p>(3) 商品の整備点検</p> <p>(4) 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>6 消防資機材等の整備</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。</p> <p>7 情報の收集、伝達体制の確立</p> <p>(1) 市や防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。</p> <p>(2) 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。</p>

6 参考

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまで	<p>1 テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。</p> <p>2 自衛防災体制を準備、確認する。</p> <p>3 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。</p> <p>4 その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</p>
警戒宣言が発せられてから地震発生まで	<p>1 自衛防災組織の活動体制を確認する。</p> <p>(1) 自衛防災組織の編成を確認する。</p> <p>(2) 自衛防災本部を設置する。</p> <p>(3) 自衛防災本部の役割分担を確認する。</p> <p>2 情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>市等の防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p> <p>3 危険防止措置を確認する。</p> <p>(1) 施設、設備を確認する。</p> <p>(2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>4 出火防止措置を確認する。</p> <p>(1) 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。</p> <p>(2) 火気使用場所及び周辺を確認する。</p> <p>(3) 消防水利、機材を確認する。</p> <p>(4) 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>5 防災資機材等を確認する。</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> <p>6 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>7 不特定かつ多数の者が出入りする店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>8 石油類、火薬類、高圧ガス等の出火、爆発等により周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>9 バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>10 一般事業所においては原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して時差退社させる。</p> <p>なお、近距離通勤者については徒步等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>11 電話の使用を自粛する。</p> <p>県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>12 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

7 用語集

【あ行】

遺体安置所

災害により多数の遺体が発生した場合に遺体を一時収容し、検視、検案、身元確認、遺体の引き渡し、埋火葬許可証の発行などを行う場所をいう。

一時滞在施設

帰宅が可能となるまで待機する場所がない帰宅困難者（駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者など）を一時的に受け入れるための施設をいう。

医療救護班

災害時に通常の医療施設以外の場所で負傷者等の医療救護を行うために編成する医療チームをいう。

液状化

ゆるく堆積した沖積層の砂質地盤に地震動が加わると、間隙水圧の上昇により砂の粒子と粒子の噛み合わせがはずれ、一時的に液状になり支持力を失う現象をいう。

延焼遮断帯

火災の延焼を遮断する効果がある道路、河川、鉄道、公園などのオープンスペースや、これらと近接する耐火建築物で構成される帶状の不燃空間をいう。

応急仮設住宅

災害などで住宅を失った被災者の住居を確保するために仮設する住宅をいう。

応急給水栓

災害などで断水した場合に、ホースや組み立て式蛇口を取り付けることで給水所を開設できる水栓をいう。

応急教育

学校教育施設、教員、児童生徒等が被災した場合に、臨時教室や臨時教員を確保したり、臨時のカリキュラムを組んで実施する学校教育をいう。

応急復旧

被災した公共施設等に応急措置を施し、喪失又は低下した機能を早期に一定程度回復させることをいう。本格復旧に長い期間を要する場合、二次災害の防止、災害対応の円滑化、被災者の生活確保等のために行われる。

屋内安全確保

災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。。

【か行】

がれき処理

災害により損壊、流出した建物、施設等の廃材などを処理することをいう。

帰宅困難者

通勤、通学、買い物等の外出者のうち、災害が発生して交通機関が停止した場合、徒步での帰宅が困難な方をいう。

義援金

被災者にお悔やみや応援の気持ちを込めて寄付するお金をいう。

7 用語

業務継続計画

行政や公共機関等が、大規模災害などが起きた場合に業務の継続、早期回復を図るために平時に行う活動や災害時の対応方法などを事前に取り決めておく計画のこと。企業等が作成する事業継続計画と同様にBCP(Business Continuity Plan)と略される。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて知事が指定する区域で、崩壊を助長、誘発する行為が制限され、崩壊防止工事が実施される。

救護所

災害時に被災者等の医療救護を行う臨時の場所である。災害初期に負傷者のトリアージや軽症者の治療などを行う医療救護所と避難者の健康相談等を行う救護所に区分される。

救護本部

災害時に医療救護活動の統括、調整を行う拠点で、千葉県では、県に設置する本部を千葉県災害医療本部、二次保健医療圏ごとに保健所に設置する本部を合同救護本部、市町村に設置する本部を市町村救護本部という。

緊急安全確保

警戒レベル5の避難情報で、住民の生命に被害が発生する災害が切迫又は現に起こったことを覚知した場合、住民に対して直ちに自らの命を守る最善の行動をとることを知らせる情報として、市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。

緊急交通路

災害対策基本法の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。

緊急消防援助隊

消防組織法に基づき、広域的な消防応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。

緊急通行車両

災害対策基本法に定める車両で、道路交通法に基づく緊急自動車、災害応急対策に必要な緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための標章が掲示されている車両をいう。

緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点(指定拠点)とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

警戒区域

災害対策基本法第等に基づき指定される区域で、災害現場での危険防止等のため関係者以外の出入りが禁止、制限され、違反すると罰則がある。

警戒レベル

災害発生の危険度とるべき避難行動を、住民が直感的に理解するための情報である。避難情報や防災気象情報等を5段階のレベルで提供している。

警察災害派遣隊

大規模災害が発生した際に全国の警察から被災地に派遣される部隊で、現地警察本部の指揮の下、情報収集、救出、行方不明者の捜索、緊急交通路の確保、検視などを行う。

下水道施設

下水管、マンホール、ポンプ場、下水処理場などの、下水を排除、処理する施設の集合体をいう。

減災目標

災害による被害を軽減するために設定する防災対策の目標で、実施期限や目標値を設定する。

検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の観点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医や医師が死亡原因を調べることをいう。

激甚災害制度

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、特に甚大な災害について指定される。指定されると、災害復旧事業等への国庫補助のかさ上げなど特別の財政援助、助成措置が講じられる。

高齢者等避難

警戒レベル3の避難情報で、高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある方等並びにその方の避難を支援する方）が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。

国土強靭化地域計画

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」に基づいて地方公共団体が作成する計画で、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため地域における国土強靭化に関する施策の指針となる計画である。

【さ行】**災害医療コーディネーター**

災害時に医療救護活動の統括、調整を行う者をいい、千葉県では、県に設置する者を千葉県災害医療コーディネーター、二次保健医療圏ごとに設置する者を地域災害医療コーディネーター、市に設置する者を市災害医療コーディネーターという。

災害救助法

一定の規模を超えた災害は国の責任で救助を行うことを趣旨とした法律で、災害救助法が適用された災害では、被災者への食品、避難所、応急住宅の提供等にかかる費用が国庫負担となる。

災害拠点病院

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院で、多発する重篤救急患者の救命医療を行う高度な診療機能、被災地からの重症傷病者の受け入れ機能、傷病者等の広域搬送の対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する。

災害時応援協定

災害時における各種応急復旧活動に必要な人的支援や物的支援について、自治体、防災関係機関、民間企業との間で締結される応援や協力に関する協定をいう。

災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設のこと。

災害時臨時離着陸場候補地

航空法による飛行場外離着陸場の許可を受けていない空地で、市町村が選定した候補地（飛行場外離着陸場の許可基準に合致した場所）をいう。

災害対策基本法

災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律である。

7 用語

災害対策本部

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に災害対策を推進するために設置する臨時の機関のこと。市の災害対策本部は、災害対策基本法に基づき市長が設置する。

災害派遣要請

大規模災害により、自治体、警察、消防などの能力では対応しきれない事態において自衛隊部隊の派遣による救助、救援活動を要請することをいう。

災害派遣部隊

災害派遣要請により派遣された自衛隊の部隊をいう。

在宅避難

災害により、住宅の損壊、ライフラインの停止などの影響を受けた住民が、避難所に滞在せず、自宅で避難生活することをいう。

事業継続計画（B C P）

大規模災害などが起きた場合に事業の継続、早期復旧を図るために平時に行う活動や災害時の対応方法などを事前に取り決めておく計画のこと（B C P : Business Continuity Plan の略）。

自主防災組織

地域住民の連帯意識に基づく自発的な防災組織で、平常時は防災訓練や防災知識の普及啓発、資機材等の共同購入等を行い、災害時は初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達等を行う。

指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関。

指定地方行政機関

指定行政機関（災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する国の行政機関）の地方支分局、国 の地方行政機関で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関。

指定地方公共機関

地方独立行政法人、土地改良区その他の公共的施設の管理者、都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定する機関。

社会福祉施設

老人、児童、障害者、生活困窮者など社会生活を営む上で様々なサービスを必要とする方の援護、育成、治療、訓練等を行う施設をいい、老人福祉施設、障害者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設などがある。

受援計画

大規模災害の発生時に被災した自治体がほかの公共団体や民間団体から人的・物的支援を受け入れるための手順や体制を定めた計画のこと。

首都直下地震

首都圏に最大級の被害をもたらす可能性のあるマグニチュード7クラスの大地震である。首都直下地震は様々なタイプが考えられ、どこで発生するか分からぬことから、国や都県では複数の想定地震を設定している。

初動医療体制

災害初期の急性期など、負傷者の医療救護に万全を期するために構築する体制をいう。

情報連絡体制

災害情報の円滑な連絡や共有を図るために構築する組織やしくみをいう。

7 用語

震度

ある場所における地震の揺れの強弱の程度を表す指標である。震度計によって測定された揺れの強さを数値化したものを計測震度といい、計測震度を10段階（震度0から震度1、2、3、4、5弱、5強、6弱、6強、7）に区切って表す指標を震度階級という。

水防管理団体

水防の責任を有する市町村（特別区を含む。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合若しくは水害予防組合をいう。

水防管理者

水防管理団体である市町村の長、水防事務組合の管理者、水害予防組合の管理者をいう。

水防機関

水防団及び消防機関（消防本部、消防署、消防団）をいう。水防管理団体は、区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないときは、水防団を置かなければならないとしている。

水防計画

水防法に基づき、水防上必要な監視、警戒等、水門等の操作、水防団・消防機関・水防協力団体の活動、器具・設備の整備等を定めた計画のことである。

水防法

洪水、雨水出水（内水）等に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する活動の仕組みを定めた法律である。

【た行】

大規模事故災害

消防や警察だけで対応する通常の事故より大規模で、自治体が対策本部を設置して避難や被災者支援等の総合的な対策を実施する規模の事故をいう。

耐震改修

耐震診断の結果、耐震性に問題がある建築物について、適切な補強工事を行うことを行うことをいう。

耐震診断

既存の建物が保有する耐震性能を評価し、耐震基準と比較して耐震改修の必要性等を判定することを行うことを目的とした法律で、知事等はがけ崩れなどの生じやすい区域を「宅地造成工事規制区域」に指定することができる。なお、旭市に宅地造成工事規制区域の指定区域は無い。

宅地造成等規制法

がけ崩れや土砂災害等が特に懸念される区域内での宅地造成工事について災害防止のために必要な規制を行うことを目的とした法律で、知事等はがけ崩れなどの生じやすい区域を「宅地造成工事規制区域」に指定することができる。なお、旭市に宅地造成工事規制区域の指定区域は無い。

中央防災会議

内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災基本計画等の作成及びその実施の推進、非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議等を行う。

D M A T

医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームをいう。

D P A T

被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームをいう。

7 用語

東海地震

南海トラフ沿いで想定されている大規模地震（「南海トラフ地震」という。）のひとつで、駿河湾から静岡県の内陸部を想定震源域とするマグニチュード8クラスの地震。地震の発生を短期的に予知できる可能性があるとされ、地殻変動や地震などの観測データに異常を確認した場合は、東海地震関連情報を作成していたが、平成29年11月から発表しないこととなった。

都市型水害

都市部は地表がアスファルトなどに覆われているため、豪雨の際には大部分の降雨が地面にしみ込み、河川、水路、下水道に一気に流れ込み、排水機能が追い付かず氾濫する現象をいう。

道路啓開

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、災害対策のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により指定される区域で、土砂災害警戒区域では警戒避難体制の整備等が行われ、土砂災害特別警戒区域では開発行為の制限や建築構造の規制等が行われる。

土砂災害警戒情報

大雨警報発表中に土砂災害の危険性が高まった場合に気象台と都道府県が共同で発表する防災情報である。

トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

【な行】

南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震（1944年の昭和東南海地震及び1946年の昭和南海地震）が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。また、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等は「南海トラフ地震に関する情報」の発表を行っている。

【は行】

ハザードマップ

自然災害からの避難や防災対策に使用することを目的に、災害危険区域、避難場所などを表示した地図をいう。

被災建築物応急危険度判定

地震で被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊等の危険度を応急危険度判定士が判定し、その結果を表示することをいう。

被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものである。

被災宅地危険度判定

地震や大雨等によって宅地が被災した場合、宅地の二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士

7 用語

が宅地の被害度を判定し、その結果を表示することをいう。

避難行動要支援者

要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で、円滑な避難のために特に支援を要する人をいう。

避難指示

警戒レベル4の避難情報で、災害が発生するおそれが高く、災害危険区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。

避難所（指定避難所）

災害で住居を失った方などが一時滞在する施設で、災害対策基本法によって指定する施設を「指定避難所」という。

避難場所（指定緊急避難場所）

災害の危険から身の安全を確保する場所で、災害対策基本法によって災害の種類ごとに指定する施設を「指定緊急避難場所」という。

福祉避難所

高齢者、障害者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、人材等を備えた避難所をいう。

防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する国の防災に関する基本的な計画のことである。

防災業務計画

災害対策基本法第36条第1項の規定に基づき、指定行政機関の長及び指定公共機関が、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し作成する防災対策に関する計画である。

【ま行】

マイ・タイムライン

水害や土砂災害などから命を守る避難行動がとれるよう、あらかじめ自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理した個人や家族の防災行動計画のこと。

マグニチュード

地震が発するエネルギーの大きさを対数で表した指標である。マグニチュードが1つ増えると地震のエネルギーは約32倍となり、2つ増えると1024倍(32×32)となる。

【や行】

要配慮者

災害から身を守るために適切な防災行動をとることが特に困難な人で、高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦、傷病者、難病患者、日本語を十分理解できない外国人などをいう。

要配慮者利用施設

防災上の配慮を要する者（高齢者、障害者、乳幼児など）が利用する施設で、高齢者施設や障害者施設などの社会福祉施設、幼稚園や小学校などの学校、病院や診療所などの医療施設などが対象となる。

【ら行】

ライフライン

電気、ガス、水道、通信、道路など日常生活を維持する上で重要なネットワークインフラ施設をいう。

旭市地域防災計画

(令和4年3月修正)

発行 旭市防災会議
編集 旭市総務課
〒289-2595
千葉県旭市二の2132番地
